

メテリ, その構築と解体

湯村, 武人

<https://doi.org/10.15017/4403532>

出版情報 : 経済学研究. 40 (4/6), pp.1-36, 1975-12-05. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :



メテリ，その構築と解体

湯 村 武 人

第一章 その構築と性格

(1)

ここにメテリ (métairie) というのは、その著書『メテリとポワトゥ・ガティネ地方の農業的進化、中世末期から大革命にかけての』(LOUIS MERLE, *La métairie et l'évolution agraire de la Gâtine poitevine, de la fin du Moyen Age à la Révolution, 1958*) におけるルイ・メルルの定義にしたがって、「普通小作人ないし分益小作人によって経営され、その規模のうえから沢山の家畜、とりわけ極めて肥った耕耘用役畜を必要とするような、建物を具えた農村所領」^(註1)を意味する。

この定義は、メテリとは分益小作人によって経営される農場であり、普通小作人によって経営される農場を意味するフェルム (ferme) に対応するとする一般の理解に反する。然し、1802年出版のアカデミーの辞典は、明白に、「メテリとは、普通小作人、分益小作人に貸付けられ、それを経営するのに必要な建物を具えた農場種類」と定義し、さらに、この分益小作人 (métayer) についても、次のように説明している。

「一般に、自分の所有ではないメテリを経営し、契約によって定められた生産物部分を土地所有者に提供する人物をこのように呼ぶ。この人物は地方によっては普通小作人と混同され、その貸付けが金銭によってであるか穀物によってであるかを問わず、自分の所有に属しない

土地を経営するすべての人間の意味にとられる。」^(註2)

旧制度末期には、確かに、ある時期には普通小作人によって、またある時期には分益小作人によって耕作された農場が終始メテリと呼ばれていたようである。もっとも、だからと言ってフェルムとメテリとが全く同じものかと言えば、それは決してそうではないのであるが。カレイエフは、「普通小作人 (fermier) の場合には、支配するのは契約の原理であり、分益小作農民 (métayers) の場合には、それはとりわけ慣習であり、このことが土地所有者側に極度の恣意を許す」^(註3)と述べている。

このメルルの定義は、さらにまた、今日のポワトゥ地方で広く行われている理解、すなわち10ヘクタール以下の農場をボルドリ (borderie) と呼び、それを上廻る規模の農場をメテリと称する、とする理解にも一致しない。この理解は現在においてこそ一般的であるが、この時期については妥当ではないからである。昔は、明らかに、メテリとボルドリの区別は規模の点のみ基づかなかった。当時のより基本的な区別の基準が十分な役畜を備えているか否かにおかれていたことは明白である。メルルは、「以下において人々は、分益農たちが、15世紀の耕作方法のままに留っている彼らの周辺の零細ボルドリ経営農民のために、耕起や運搬の作業を行ってやるのを見るであろう。」^(註4)と述べている。

メテリはまた、ただ単に一定面積を上廻る規模に集積された農地片の経営的集合体ではな

い。それは、「論理的かつ熟考された計画」に基づいて、住居、厩舎、穀物倉、家畜舎、前庭、園地、牧草地、放牧地、採草地、等々が組合わされており、周囲を生垣で囲い込まれている。それは、中世の農村を特徴づける、保有農民によるあの分散した零細保有地経営に代って、それら分散した旧保有農民経営地を一定の計画の下に長期にわたって集積し、それを1塊の集団耕地に構築し直した農場であり、すでに上に指摘しておいたように、普通は生垣によって囲い込まれている。そして、この囲い込みに関して、メルルは、「それこそが最も重要な構成要素の1つであるとさえ言おう」と強調している。

その平均的な規模について言えば、彼の調査した130にのぼるメテリの事例を小(15~25ヘクタール)、中(25~60ヘクタール)、大(60ヘクタール以上)に分類したメルルは、そのうち小メテリに区分されるものが40(34.4%)、中メテリが74(56.6%)、大メテリが17(13%)であったと算出している^(註5)。最も普通にみられるメテリは25~60ヘクタールの規模であった。19世紀初期の農学者の証言や帝政期の土地台帳は、その標準的規模を約40ヘクタールと見做している。むろん、16世紀における創成期のメテリはこれを下廻る規模であったらしいが、史料の不足がその正確な算定を許さない。

なお、メテリを構成する内部的諸要素の比率は次の如くであった。

構成諸要素	小メテリ	中メテリ	大メテリ
居住中心、園地	1.6%	3.2%	5.7%
小牧場(prés)	15.0	11.8	7.3
放牧場(pâtis)	15.8	15.0	17.5
耕作地	61.0	50.0	41.0
非耕作地	6.0	20.0	28.5

規模が小さいほど耕作地と牧草地(prés およ

び pâtis) の比重が、規模の大きいほど非耕作地の比重が大きいことに注目すべきである。メテリ経営の中心地が耕作地、すなわち麦(blé)におかれていることは明白だが、規模が大きくなるに比例して牧畜、すなわち非耕作地を利用した羊の飼育の比重が大きくなっている。

最後に、こうしたメテリとの対比において、この際、上記のボルドリについても説明を加えておけば、メテリとは反対に、それは村落の周辺に位置する。それを組成する諸地片は、メテリのそれが囲い込まれた集団耕地をなすのに反して、村域内の各所に散在している。ボルドリの規模は普通は5ないし6ヘクタールであるが、稀には15ヘクタールに達するものも見られた。ボルドリを経営する農民たちは、メテリを経営する農民が当該メテリ内に居住するのに対して、集って村落に住んでいる。生産手段としての役畜を欠くことに関しては前述した。ボルドリの耕作は、一般に鋤、手鋤き、シャベルなどの人力用具によって行なわれ、犁耕が必要な場合には、前述のようにメテリ経営農民の助力に頼った。

要するに、ボルドリを経営する農民、すなわちボルディエ(bordier)はいわゆる「腕の農民」(laboureur à bras)であった。そして彼は、しばしば農村職人でもある。織工、羅紗剪毛工、梳毛工、屋根板割り屋、たが屋、炭焼き、木樵り、等々がその兼業職種であった。ただし、メテリは常にその所有者によってではなく小作人によって経営されたが、ボルドリは一般にその所有者自身によって経営された。ボルドリはその経営農民自身によって所有されているのが普通だからである。むろん、ボルドリの所有者が商人や市民である場合もあり、その場合の経営は、年雇を使つての自作の場合と小作

に出される場合とがあった。

教区内の土地のメテリとボルドリとの占有面積比は、普通、前者が75%、後者が20%と圧倒的にメテリのほうが大きかった（5%は道路その他）。たとえば、総面積3,700ヘクタールのスコンディニ教区において、54のメテリが合計2,800ヘクタールの土地、すなわち総面積の76%を占めていたが、その内訳はさらに次の如くであった。

貴族所有のメテリ数	34	メテリ総面積の	63.6%
僧侶所有のメテリ数	4	メテリ総面積の	7.4
商人ないし市民所有のメテリ数	16	メテリ総面積の	29.0

また、メルルが1500年から1800年にかけての期間のものについて集めた1,200例のメテリ貸付契約書のうち、その3/5以上は貴族所有のメテリに関するものであった。したがって、旧制度下のポワトゥ・ガティネ地方においては、メテリの所有者は大部分が貴族であったということになる。さらに、一般に貴族所有のメテリのほうが市民や商人のそれより規模が大きかった。

他方でボルドリは、前記の同じスコンディニ教区内で合計700ヘクタールの面積を占めていたが、これを100人余りのボルディエたちが分有し合っていたのだから、小は2ヘクタール、最大のものでも12ヘクタール程度の規模でしかなかった。

(注1) LOUIS MERLE, *La métairie*……, p. 102.

(注2) 同上書, 101頁。

(注3) KARÉIEF, *Les paysans et la question paysanne en France*, p. 213.

(注4) 同上書, 102頁。

(2)

このようなメテリは、稀には15世紀末に、一般的には16世紀中に構築された。このことはポ

ール・ラヴォウの著書『農業と農民諸階級。16世紀の上ポワトゥ州での土地所有の変革』^(註1)によって、わが国でも早くから知られている。ラヴォウは、そこで、16世紀のいわゆる価格革命の結果として、一方では貴族および農民の貧困化、他方では市民ないし商人層の富裕化がもたらされ、このように富裕化した商人や市民による農民地や貴族地の購入によって、こうしたメテリの構築が進行したと述べている。すなわち、ラヴォウは言う。

「すべての土地は、……農民や貴族によって商人たちに売られた。この小さなショウヴィニ村には、当時、スバル星のような商人たちが居り、その大部分はポワトゥの司教領であったアングルやショウヴィニの豊かな男爵領の請負人として、老大な財産を築きあげていた。そしてこれらの商人たちは、この時期に、農民の土地たと貴族の土地たとを問わず、この地方のすべての土地を買取った。」^(註2)

ラヴォウはさらに、時代の幸運は、農民の生活費や領主への年貢分のほかに、第3の人物、すなわち資本家のための取分を可能にしたと見做し、次のようにも述べている。

「資本家たるこれらの商人たちは、大胆にも、領主直営地と並んで、それとは別の同じような経営、すなわち平民的メテリのための場所がありうると考え、われわれがこれまで絶えず指摘してきたような、また、上ポワトゥ州の全地方において16世紀の公証人文書を例外なく初めから終りまで満たしているような、あの数限りない農民地買取りによって多数の保有地を1体に取纏め、そうしたメテリを構築し始めた。」^(註3)

そしてわれわれは、高橋幸八郎氏がその著『近代社会成立史論』において次のように述べられるとき、その立論の基礎にラヴォウのこの

ような見解が据えられているのを知る。

「市民又は商人の《資本》は農業自体にはどう働きかけたか。語を切って言えば、それは、その本来の性格からして、最も屢々自らの《至高の安全》を土地所有のうちに求め、ここに安住しようとする。既に人は14世紀に《農民的土地所有 *propriété paysanne* の売買に於ける『資本』〈capital〉介入のおどおどした第1歩 *timide début*」を見出す、それは16世紀に於いて貴金属の奔流と農産物の価格騰貴とを直接の刺激としてその《真実の黎明》に達するであろう。商人及び市民による農民の土地の夥しい購買・獲得とその集中、かかる土地所有の頻繁な移動は、例えば、上ポアトゥの全地方に於いて例外なく16世紀の《minutes de notaire》を満している。《市民的土地所有》*propriété bourgeoise* は15、6世紀にその《最初の且つ強大な孵化》を見出した。」⁽⁴⁾

ただし、高橋氏の理論はラヴォウのそれと必らずしも同じではない。その独自性はすでに上記の引用文においても認められるが、この引用個所に続けて次のように述べられるとき、その違いは更に明瞭になるであろう。

「が、商人の《資本》はもっぱら地代取得そのものを目的とする《土地購買》に投ぜられる結果、それは農業生産物を商品化はするが、総じて土地価格を高騰せしめ、地代水準〔生産物地代〕を維持ないし強化せしめるだけであり、かかる地代を作出する農業生産そのものに於ける〔本来の〕資本にはフレムトな要素と化する。むしろ、それは、土地購買により多くの《資本》が支出されるだけそれだけ多く労賃部分や土地改良や農具改善やの、要之、農業生産部面に利用すべくもつ〈本来の〉資本からの控除を意味し、現実の再生産をして愈々困難に益

々破綻に導くであらう。」⁽⁵⁾

高橋氏の見解はこうであろう。商人はその資金をメテリの構築にのみ投じ、「本来の」資本としては投下しない。彼はメテリを嘗っての保有地占有農民に生産物折半形式で貸付ける。「ところで、本来、当該農民家族の生活資料必要部分のみを辛じて補填したにすぎなかったその土地の尚依然として同量の生産物が今や新たな土地所有者との間に折半されるに至るのであるから、この新たな折半農民は、かかる破滅的条件の故に、その来るべき全収穫を前以て売却することによってのみ獲得しうるところの、新たな土地所有者たる商人からの穀物ないし貨幣形態での前貸によってのみ、自己の再生産を可能ならしめるであろう。農民は新たな負債を通して次の収穫をも犠牲とし、かくて彼はも早それから脱し得ない《悪しき循環》*un cercle vicieux* に陥る。一言で言えば、《彼はその保有地に鋳付けされた、シャルウのこれらの商人は彼らの資本によって新たな農奴制 *nouveaux servage* を創り出した》。……まさにかかる事態が《貨幣経済》の発展が著しく《商人》の勢力が強大であった地方に特徴的な《市民的土地所有》なのである。」⁽⁶⁾

高橋氏の論旨は明らかである。罪は商人の資本に、資本の担い手が商人であったところに求められる。時代の幸運が折角与えてくれた利潤取得の好機にも拘わらず、商人の資本は、その本来の性格からして最も屢々自らの《至高の安全》を土地所有に求め、ここに安住しようとする。そして、これが《新しい農奴制》の原因である。

こうした高橋氏の論旨のうち、メテリの構築が全く単純な土地購買と見做されていることには疑問がある。メテリの構築は、既に見たよう

に、単純な土地購買ではなく、「論理的且つ熟考された計画」に基づいた新しい型の農場の構築であるからである。そしてこのことは、構築されたメテリが果して「尚依然として同量の生産物」しかもたらさなかつたかどうか、という問題にもかかわる。然し、この点はともかくとして差し当りここで必要な疑問点のみを提示すれば、《至高の安全》を求めるのは、果して高橋氏の考えられるように商人の資本のみであろうか。もしも資本の担い手が生産者であるラブルールであったなら、彼はその資金を如何なる場合にも生産面に投じるであろうか。そうではない筈である。私見によれば、商人の資本のみならず資本一般が常に最高の利潤を求め、同時に《至高の安全》を求める。そして、この「最高の利潤」と「至高の安全」とが両立しない場合には、何よりもまず一定程度の安全の保証こそが求められ、ついでそれと両立しうる限りでの最高の利潤が求められるであろう。基本的な条件は安全の保証の側にあり、それが一定程度に満される限りにおいてより大きい利潤を与える投資先が選択される。

したがって、この時期のフランスで商人の資金が生産的な投資にはなく土地所有に投じられたとすれば、この場合、土地投資こそが安全かつ最も有利な投資口であったからであって、決して、そうすることが商人資本に固有の性格であったからではない。資本は、それが資本である限り、たとえそれがラブルールのそれであっても、殆んど同じような投資形態を選ぶはずである。

しかし、この点の批判はここでこれ以上に続けることを止める。いわゆる大塚史学の批判という形で、私がこれまでに屢々行なってきたことだからである。同じことをこれ以上繰り返し

ても無駄である。以下の具体的な事実分析の中に答えは自ら与えられるであろう。

(注1) PAUL RAVEAU, *L'Agriculture et les classes paysannes. La transformation de la propriété dans le Haut-Poitou au XVI^e siècle*, Paris, 1926.

(注2) 同上書, p. 46.

(注3) 同上書, p. 291.

(注4) 高橋幸八郎著『近代社会成立史論』, p. 106—7.

(注5) 同上書, p. 107.

(注6) 同上書, p. 107—8.

(3)

それにしても不可解なのは、メテリの構築に市民的土地所有の《最初の且つ強大な孵化》を見出し、「かかる事態が《貨幣経済》の発展が著しく《商人》の勢力が強大であった地方に特徴的な《市民的土地所有》なのである」とされる高橋氏の見解である。

事実は明らかに氏の見解に反する。まず第1に、メテリの構築は中西部フランスのポワトゥ州を中心とする中・後進地域にのみ認められる特殊な現象であった。したがって第2に、これらの地域は、決して、「《貨幣経済》の発展が著しく《商人》の勢力が強大であった地方」ではない。

とりわけ、その中心的地域であったポワトゥ・ガティネ地方に関してはそうであると言える。そもそもガティネ (gâtine) とは、ラルス百科辞典も教えるように、「不浸透性の、沼地の多い、不毛の土地」という意味である。

太古期の広大な褶曲運動を立証する高度の低い諸丘陵の連鎖が、ポワトゥ州を斜めに横切っている。この連鎖は、北西部においてロワール河谷によってアルモリカン山塊から分離され、南東部に至って、地理学者が《ポワトゥの門口》と呼んでいる凹みの側縁部で消滅する。ポ

ワトウ・ガティネ地方とは、この古い帯状の地域の南の部分である。デュ・セーブル県の初代知事、デュパンは、共和暦12年のその統計書の中で、この地方を「岩石屹立し叢林に掩われた山国」であると述べている。

ポワトウ・ガティネ地方は、したがって、きわめて地味の劣った後進的な地域であった。メルルも述べている、「不毛で、排水の悪い、石灰質を欠いた——石灰の使用は19世紀にならないと導入されない——地方であるガティネ地方は、昔は裸麦、燕麦、黒麦ないしそばしか産出しなかった。小麦と大麦は、隣りの諸平原ではそれが麦畑の基本をなしていたというのに、この地方では全く知られていなかった。」^(註1)

もっとも、同じポワトウ州内とはいえ、ラヴォウが取上げている上ポワトウ州は、メルルの取上げているこのポワトウ・ガティネ地方に比較すれば、若干は条件がよい。メルルもまた、上記引用文に続けて次のように述べている。

「したがって、若しも人々が、教区毎に、あるいはもっと適切にはメテリ毎に、あるいは農場価格を決める際に、あるいは地代や10分の1税の支払いに際して、与えられる《麦》の種類を記入するならば、きわめて容易に小麦の領域と裸麦のそれとを正確に画定することになり、それが同時に、平原部とガティネ地方とを分離する境界線を正確に画定することにもなるであろう。」

このことはまた、新旧小作人の交替月日の違いにも認められた。ガティネ地方では、旧小作人は9月23日のサン・ミシェル祭の日に、次年度に収穫されるはずの裸麦を蒔付けた後で農場を去る。ところが平原部では、交替日は3月25日の御告祭であるか、ところによっては10月1日の万聖節であった。そしてこの違いは、主穀

が裸麦であるか小麦であるかによって生じているのである。

しかし、この上ポワトウ、すなわち現在のヴィエンヌ県にしても、せいぜい辛うじて中進地域に含めうる程度であることは、フランスの地形図を一瞥した何人もが知るところであろう。念のため、ピエール・カジオ著『フランスの地価』^(註2)に収められている、1851年の財務当局の公式評価（ヘクタール当り、フラン）の中から若干の県のそれを抽出しておこう。

県名	地価(フラン)
Nord	3,943
Pas-de-Calais	2,909
Seine-Inférieure	2,814
Calvados	2,760
Eure	2,434
Manche	2,400
Aisne	2,051
Seine-et-Marne	2,013
Oise	1,625
Orne	1,625
Puy-de-Dôme	1,420
Eur-et-Loir	1,423
Mayenne	1,310
Aube	1,260
Loire-Inférieure	1,147
Vienne	794
Morbihan	680
Indre	666
Creuse	656
Corrèze	584

(注1) LOUIS MERLE, La métairie……, p. 25.

(注2) PIERRE CAZIOT, La valeur de la terre en France, 1914.

(4)

メルルはさらに、高橋理論の典拠となっているラヴォウの研究成果それ自体を批判している。

「16世紀のヨーロッパにおける貴金属の流入とその結果としてもたらされたリーブルの購買

力の低下に目を曇らされ、ラヴォウは、商人、しかも商人だけが、メテリの構築という大がかりな土地事業に必要な資本を所有していたと思ひ込んだ。むしろ彼は、自分の手の届く範囲内で生じるものは何でもかんでも全部掻きさらう若干の人物、例えばシャルウ地方のあのピエール・ボウピソンという男のような人物に確かに出会った。然し、この高名なポワトウの博学者は——彼の掲げている事例が彼の注意力を魅惑したからではあるが——商人やブルジョワ以上に貴族が同じような投資に従事したことに注意を払うことを怠った。貴族のある者が彼らのメテリの売却を余儀なくされたことは認めよう。したがって、メテリの購入者は必ずしもその構築者ではない。そして、こうした売却が16世紀の初めに行われたとすれば、それから引き出される唯一の価値ある結論は、それらのメテリは既にそれ以前の世紀中に構築されていたということである。』^(註1)

メルルがこの点を強調するには理由がある。彼は、メテリの構築は商人によってでは、つまり唯単に資金をもっているというだけでは可能ではなかった、と考えるからである。メテリは決して、唯単に次々に買い集められた耕地片の帳簿上の集合体ではない。それは、この論文の初めに明確にしておいたように、「論理的且つ熟考された計画」に基づいて構築され、1つのブロックに纏めあげられた農場である。こうした農場の構築は、唯単に豊富な資金を所有しているというだけでは決して可能ではない。かくしてメルルは、メテリの構築における封(fief)の役割を強調する。

「近世初期以降ガティネ地方の土地をその対象とした土地結集のメカニズムと、同様にまた、この結集を唆り立てた理由とは、この時代

の全期間を通じてこの地方が蒙った諸変革において封によって演じられた役割りを強調する。ところで、この結集に結晶点の役割を果たしたこの封は、貴族の屋敷、すなわち城館や邸宅、つまり土地領主が日頃居住している場所に具体化されている。土地領主は、マルク・ブロックの表現に従えば、依然として引き続いて《土地のランティエ》(rentier du sol)であり続けたままで、同じくまた、そのメテリの経営によって一種の経営主に成り変った。』^(註2)

土地領主は、これまでと同様に年貢(cens, terrages)、その他の賦課(devoirs, corvées)を徴収し続ける。そのうえに彼は、今や、分益小作農民のもたらす折半分の穀物や家畜を取得する。彼は土地領主のままで一種の経営主に、つまりメテリの折半経営主に成り変る。

メルルはさらに、その著書の末尾にまとめた「要約」においても、再度、このことを強調している。

「この再結集は、一般に、封の力をかりて、しばしば買戻し権(retrait féodal)の働きによって行われた。それは、その結果として、貢納地保有農民(censitaires)の小規模な保有地を、それまでも全く例のないものではなかったにしても少くとも以前にはあまり利用されることのなかった1つの農業的実体に、すなわち、メテリに溶けこませることになった。』^(註3)

メテリの構築に際して封の果たすこのような役割りに関しては、ポワティエ法科大学名誉教授マルセル・ガロウもまた、その著書『大革命と土地所有権』において指摘する。ガロウは、旧制度末期における封建的買戻し権にふれた個所で、次のように述べている。

「この制度は、少くとも分益小作制度の支配的な地方では、旧制度の最後の諸世紀において

まだ十分に生きていた。領主たちは、事実、収入の稔り豊かな源泉であったメテリを構築することによって、彼らの直領 (domaine proche) の規模を拡大することに熱心さを示した。この目的を達成するために、彼らは買取りに専念し、彼らの保有農たちが彼らにむかって売ろうとした諸地片を1ブロックに纏めあげた。かくして、彼らの封地内の土地が売買される際に彼らがこの買戻し権を行使しないで済ますということは稀であり、用役権 (domaine utile) と支配権 (domaine direct) とを合体させることによって、この買戻し権は、彼ら領主たちにそれらの土地を直領に1体化させることを許した。」^(註4)

(注1) LOUIS MERLE, *La métairie*……, p. 66.

(注2) 同上書, p. 186.

(注3) 同上書, p. 202.

(注4) MARCEL GARAUD, *Révolution et la propriété foncière*, 1959, p. 28.

なお、le retrait féodal とは、野田良之著『フランス法概論』によれば、次の如き権利であった。

「封は家士に *intuitu personae* に (人柄を考慮して) 譲渡せられるものであるから、原則として生前の譲渡は制限せられていたが、13世紀頃から一定の移転税——通常売却価格の5分の1なる故に *quint denier* と呼ぶ——を主君に支払えばこれをなしうることとなった。しかし主君が新取得者が気に入らない時はこれに対価を支払って追奪することを得た。これを *retrait féodal* (封建的買戻) と呼ぶ。」(p. 252)

(5)

メテリの構築がこのような過程を辿って行われたとすれば、われわれは当然に、こうしたメテリと東ドイツのいわゆる「グーツヘルシャフト」^(註1)との近縁性や、あるいは逆に相違性やを問題にする必要があるであろう。そうすることが、メテリのもつ社会的性格を一段と明確にするうえに役立つと思われるからである。

そこで、まず両者の相違性について述べれば、第1に、メテリはグーツヘルシャフトとは違って領主の直営農場ではない。それは分益小作農民にその経営を委ねられた折半経営農場でしかない。

次に、周辺農民との関係に大きな違いがある。メテリの場合には、前記のポルドリとの間に、グーツヘルシャフトの場合にみられるような強い支配・隷属関係をもっていない。グーツヘルシャフトの経営は周辺農民の賦役によって成立しているが、メテリには周辺のポルディエたちに対するこのような強固な支配関係が認められない。

確かに、「腕の農民」であるポルディエたちは、そのポルドリ経営に当って、場合によってはメテリの所有する役畜の助力を必要としたであろう。また逆にメテリの側でも、必要に応じてポルディエたちの腕の助力を求めたであろう。けれども、この間の相互奉仕は、メルルによれば、「すべて賃金支払いによって行われた。」^(註1) この点は重要な違いである。但し、グーツヘルシャフトの場合には比較すべくもないが果してメテリ対ポルドリ関係が単なる賃金支払関係だけだったのか、さらにまた、かりにそうだったとしても、そもそもその賃金なるものが果して人格的依存関係なしの公正なものだったのか、等々に関しては、簡単にメルルの主張を丸呑みにはできない。この点の検証は慎重であるべきであるが、差し当たりここでは、メルルの主張にそのまま従っておく。

第3に、その生産物を販売して商業利潤を獲得することを目的とするグーツヘルシャフトとは違って、メテリの場合には、依然として自給自足的な性格の色がより濃厚である。むしろ、ラヴォウの指摘するように、メテリの構築が

「農民の生活費や領主への年貢分のほかに、第3の人物、すなわち資本家のための取分」をめざす以上は、その生産物の販売が考えられていないわけではない。とりわけ畜産物に関してはそうである。

ただし、この点については、メテリの規模の大小に比例して、事情はかなり異っていた。重要な問題であると思うので、少し立ち入って検討しておこう。

メルルは、メテリの所有家畜を牛および馬、並びに羊に分け、前者を大家畜、後者を小家畜と分類しているが、例えば、バルテネイ近くのシャティヨン・シュール・ツーエ教区所在のあるメテリ（約50ヘクタール）の家畜構成は、1669年の小作契約書によれば、次の如くであった。

6才の牝牛2頭、栗毛
 5才の牝牛2頭、褐色毛
 5才の牝牛2頭、1頭は赤、1頭は褐色毛
 4才の牝牛2頭、赤毛
 3才の若牝牛2頭、褐色毛
 2才の子牛2頭、栗毛
 年令不詳の牝牛1頭、小麦色、同じ毛色の当才の牝子牛を伴う
 4才の牝牛1頭、栗毛、子牛なし
 3才の牝牛1頭、褐色、当才の子牛を伴う
 年令不詳の牝牛1頭、赤毛、当才の子牛を伴う
 5才の牝馬、黒毛、若駒1頭を伴う
 牝牛および子羊を合せて59匹の羊
 合計80頭（内、大家畜21頭、小家畜59匹）

そして、メルルの教示によれば、中規模のメテリで大体4ないし5対の牝牛、4ないし6頭の牝牛、1ないし2頭の馬、および40ないし80匹の羊、というのがメテリの標準的な家畜構成であった。しかも、興味深いことには、大家畜、すなわち牛および馬の頭数に関する限り、上記の頭数はメテリの規模の大小を問わずほぼ共通している。たとえば、ラ・ペイラット教区

で、フレジュー・メテリ（16ヘクタール）の大家畜は3対の牝牛、3頭の若牝牛、4頭の牝牛であったが、近くのアディリ教区所在のヴォー・メテリ（112ヘクタール）では、ほぼ同じ時期に、4対の牝牛、2頭の若牝牛、5頭の牝牛がいた。違いが認められるのは羊の頭数についてだけである。すなわち、メテリの規模が大きくなればなるだけ、大家畜の数は小メテリと同一規模のまま、羊の飼育頭数がふえる。フレジュー・メテリの羊は数匹であったが、ヴォー・メテリでは100匹を上廻った。

大家畜と違って、羊の飼育は牧草地でなくて荒蕪地で可能だからである。前にみたメテリの規模別土地構成表を参照してもらえば、この間の事情が明らかになるであろう。そして、役畜、あるいはせいぜい繁殖用畜として飼育される大家畜と違って、羊の飼育がとりわけ羊毛および食肉用として販売目的で行われることを、この際併せて指摘しておくべきであろう。

最後に、メテリの小作人である分益小作農民がその所有者である領主に対して義務づけられている、いわゆる「付加義務」*suffrages* について述べておこう。領主のメテリ構築の目的の1つが、おそらくはこれによって覗かれるからである。

例えば、ノワルテール教区所在のコンボウディエール・メテリで、その所有者でサウヴァジェエールの領主であったジャック・レジェの死亡後、その未亡人ジュアンヌ・ド・ラ・シャペリと、その小作人で役畜持ち農民であったアントワヌ・バンドソールとの間に取交わされた1525年の貸付契約書は、付加義務として次の規定を伴っている。すなわち、《それぞれの季節に》若鶏6羽、鶯鳥の子2羽、去勢した食用鶏2羽、チーズ12個の提供と、それらの提供物

を60キロ離れた領主屋敷まで運搬する義務である。また、マジュール・アン・ガティンの商人でヴィイール・ヴェルリの領主でもあったオーヴィン・ピネと、役畜持ち農民アンドレ・デシャンとの間に取交わされた1559年のボウセイ・メテリの貸付契約書は、去勢した食用鶏6羽、若鶏12羽、鶯鳥の子6羽、チーズ12個、豚1匹を義務づけたほか、主人の命ずるすべての(車による)運搬の遂行を規定している。

このように「付加義務」は、農民側が専らその管理権をもつ領域である家畜舎からの生産物に対する領主側からの上納要求であり、すべてのメテリで大なり小なり随伴的に規定されているが、復活祭には子山羊、五旬節には若鶏と鶯鳥の子、聖ミシェル祭または万聖節には豚、キリスト降誕祭には肥育した鶯鳥、という具合に季節毎に命じられているのが特徴である。これは明らかに領主屋敷での自家消費を目的とするものであり、メテリというものに対する領主側の感覚の一半を覗わせるものである。なお、品目の中にバターが見られないのは、ここポワトゥ・ガティネ地方のメテリにおいては牝牛の飼育数が小さいことに対応する。

(注1) 林健太郎氏によれば、「グーツヘルシャフト」は次のように定義される。「グーツヘルシャフトとは封建的土地所有の一形式であるが、典型的な封建的土地所有の様式たるグルントヘルシャフトと異なり、近世において貨幣経済の発展、商業的農業の発生とともに成立したものであることを特色とする。すなわちグルントヘルシャフトにおいては、12, 3世紀以来農民の賦役に基づく領主直営地の自己経営はおおむね消失し、領主は農民の物納、金納の地代を取得する寄生的存在と化したのに反し、グーツヘルシャフトにおいては領主が広域の直営地(グーツ Gut)を所有し、その周囲の農民の賦役によってこれを経営し、その農民の上に強い支配関係を樹立す

る。そしてこの領主の農場経営は単なる自家消費のためのものでなく、それを販売して商業利潤を得ることを目的とする。それゆえこの形態はしばしば農業資本主義の端緒と見做されるが、その内部構造は領主対農民の強固な支配・隷属関係「グーツヘル＝農民関係」を特徴とし、それゆえきわめて強度の封建制を意味する。」(平凡社、『世界歴史事典』)

(6)

さて、メテリ構築において果す問題の領主権の役割について検討しよう。まず具体的な事例を見ておく。

メルルはまず、メテリの構築過程を何ものにもまして明確に示すと彼の考える、1つの地籍図を提示する。すなわち、スコンディニイ・アン・ガティーンおよびアゼイ・シュール・ツエの両教区にまたがって位置するラ・モルティエールおよびレデュカティエールという2つのメテリの図面である。この地籍図は、この2つのメテリの売却に際して18世紀末に行われた「風通し」に際して作成された。「所領の風通し」(ventiler un domaine)とは、その所領を構成する諸地片を、それらの地片をその管轄下においている封毎に調査し、封別にその上に課せられている義務、年貢、賦課、等を評価したり、この所領を構成する土地片のどの部分が貴族地でどの部分が平民地であるかなどを確定したりすることである。

この2つのメテリ(合計約100ヘクタール)の占める地面は、メテリに再結集される以前には、それぞれに異った領主権に服する11の農民保有地(tènement)をなしていた。ラ・モルティエールは3つの、レデュカティエールは8つの旧農民保有地から構築されている。メテリの構築がいかにか苦勞の多い、長い期間を要する事業であったかが理解できるであろう。

また、1544年3月7日に、フレーヌ・シャボウの領主ルネ・ド・ムールは、ヌイール・レ・オービエ教区内に位置するグラン・マルシェイ・メテリを犁持ち農夫(laboureurs à charrue, 複数)に貸付けた。この小作契約書は、このメテリが《現在は》1つのメテリをなしているが、もともとはラ・サル・ボルドリの全部、レルボディエール・ボルドリの全部、およびラ・ミルサンデル・カルトロン¹⁾の半分とから構成されたものであることを明らかにしている。つまり、このグラン・マルシェイ・メテリは、それぞれ別々の旧農民保有地の、おそらくはごく最近の結合によって構築されたのである。

同じような事情は、ガティネ地方の南縁に位置するデ・コンブ・メテリの売却に際しても明らかになる。1652年1月27日の売買契約書は、高等法院弁護士でシャンドニエルの地方裁判官であったルネ・ボウジュー氏の手から、同じ城主領(châtellenie)内の公証人であったトーマ・ジェリノウ²⁾の手中への同メテリの移行を示しているが、同時に、このメテリが18の地片から構成されていること、そのうちの1地片は一切の負担を免れているが他は重い負担の、しかもその負担率においてさまざまな、支払う領主を別にする年貢(terrages)を課せられていることを示している。かくして売却人は購入者にむかって、このメテリを構成する地片の数に殆んど等しい数の権利証書、すなわちその数16にもものぼる証書を引渡している。

1662年にその所有者によって売却されたサン・ジョルジュ・ド・ノワネ教区所在のラ・ゲドレジュール・メテリの場合には、4つの異った封に属する19地片から構築されていた。家屋、厩舎、菜園、牧草地、2地片の耕地は、サン・ジョルジュの司祭館の封に属し、10ドニエの年

貢(cens)を負っていた。納屋、園地、および11地片はサン・レミ・ド・ヴェルユーの騎士領に属し、50ソルと6ドニエの地代(rente)を負っている。3つの畑はボワ・ペルトラン荘園の領主権に服しており、小さな森と残りの1片の地片はラ・サレット荘園の領主権に服していた^(註1)。

× × × × ×

残念ながらわれわれは、これらの事例からはメルルの主張、すなわちメテリの構築に際して果す封の役割りの重要性について、その正当性を充分には肯定できない。これらの事例の唯一つとして、メテリ構築に果す買戻し権の役割を直接には立証していないからである。それどころか、上記の諸事例のすべてが、現実には既に複合して単一のメテリを構成している諸地片が、その実は依然としてなお異った幾つかの領主権に服し続けていることを、したがってメテリは、当該メテリを構築した当該領主自身の買戻し権の及ばない土地をも含めて構築される場合もあることを示している。これでは、メルルの提示する史料自体が彼自身の見解の批判に役立ちこそすれ、その正当性を裏付けることにはならないのではないだろうか。

また、メルル自身が他の個所で認めているところによると、領主の買戻し権は、ここボワトウ州では、農民の家産買戻し権(retrait lignager)^(註2)に対抗できなかった。そしてこのことがメテリの構築の重大な障害になっていた。例えば、オリヴィエ・シャプランは16世紀の後半にマリ・ピドウとの間の結婚によってバルテネイ男爵領内に封地スネイをえ、この封地内にメテリの構築を計画した。けれども、この計画の達成には、きわめて困難なかつ長期にわたる努

力を必要とした。封地内に保有地をもつ有力な農民ムーニエ家の抵抗がその困難の一つとしてあげられている。同家は積極的かつ企業心に富む農民家族で、「その世襲保有地を円くする(arrondir)ことに、ないしは相続によってその世襲地の一部が分離された際にはその分離された地片を再びヘンドグづけする(ressouder)ことに、努力した。同家は好んで家産買戻し権を行使し、このことがシャプラン家の封建的買戻し権の行使を阻害した。」^(註3)とメルルは述べている。ポワトゥの慣習法によれば、家産買戻し権は領主の封建的買戻し権に優先したからである。(ポワトゥ慣習法、354条)。

然しながら、それではメルルの見解は全くの誤りであるかと言えば、それでもなお私は、一定の限度内において彼の見解は支持されうると考える。不幸にしてメルルは買戻し権行使の明確な事例を提示していないが、他の地方では既に早い時期から認められなくなっていたサンシヴ(censive, 貢納地)、すなわち自由農民保有地に対してまでも、前記のように依然としてなお領主の買戻し権が生きていたという事実に鑑みても、この後進的なポワトゥ地方においては、そうした事態もまた当然に推測されうからである。そして、この買戻し権の行使については、前記のようにガロウもまた明確に認めていた。

さらにまた、重要なのは買戻し権の実際の適用であるよりもその適用の可能性であるとするメルルの見解にも注目すべきであろう。

「ラヴォウは、彼があれほど詳細に研究したこの地方の領主制諸文書の参照を怠ったために、公証人文書だけを利用して彼が全く幸運にも発見した土地再結集の真実のメカニズムを、理解しなかったように思われる。若しも彼がこ

の作業を行っていたなら、封の中にこそこの再結集に最も好都合な諸条件が結合されていたことを理解したであろうのに。封の肩書人は、彼の領地(mouvance)内で行われるすべての取引に際してその買戻し権を行使することが可能であった。それゆえに、買戻し権こそは、たとえ始終繰り返えされる選択(une option perpétuelle)ではなかったにしても、封のすべての土地の上に常に突きつけられている抵当権ではなかったか?その効能が表明されるためには実際に行使される必要さえもなかった。その威嚇だけで充分であった。」^(註5)

要するに、グーツヘルシャフトの場合には比肩しうべくもないが、メルルの主張するように、メテリの構築に際して封がある種の役割を果たしたであろうことは、われわれもまた認めざるをえないであろう。

(注1) LOUIS MERLE, La Métairie……, pp. 48—51.

(注2) 野田良之著『フランス法概論』上巻, 257頁参照。

(注3) LOUIS MERLE, La Métairie……pp. 55—6.

(注4) 野田良之著『フランス法概論』(上巻)は言う。

「貢納地(censive), fief vilain, villainage これは領主が通常自由民たる農民に譲与する保有地である。……自由民保有地の譲与の対価として自由民としての義務が課せられる。主要なものは cens と呼ぶ貢租, 附属的貢納, 賦役等である。……サンシヴの世襲化は耕作者の人的色彩が何ら耕作と本質的關係がないので, 困難なく認められ, 相続税はほとんど徴収されざるに至った。……サンシヴの譲渡性は早くから認められた。ただし領主の移転税徴収は要件であった。……サンシヴの新取得者は, 丁度新しい家士が主君に対してあらためてオマアジュを行ったように, 領主に対して占有取得行為(mise en possession)たる《saisine》の確認を要求

することが必要であった。この場合領主の買戻を認めた慣習は稀である。」(pp. 253—4)
(注5) LOUIS MERLE, *Le Métairie*……, p. 67.

(7)

前にも指摘しておいたように、メルルはメテリを定義するに当って生垣の存在を重視する。そこで、次には、この生垣の存在、すなわち「囲い込み」現象について若干の論及を行っておこう。さきに行ったグーツヘルシャフトとの対比について、イギリス農業との対比もまた、必要であると思われるからである。

「今やわれわれは、この地方では決して出会うことのない事柄について若干の言葉を費やしておこう。と言う意味は、1つは刈跡地共同放牧、もう1つは人工牧場についてである。この2つが存在しないことは、事実、特有の相貌をこの地方に刻印しないではおかない。

この地方を南と東で取囲んでいる平原部とは逆に、われわれの地方は刈跡地共同放牧を知らない。もっと正確には、最早それを知らなくなっている。と言うのは、この慣習がこの地方でも行われていた時代があったからである。メテリを出現させた土地再結集以前がそうであった。事実、中世においては、すなわちこの地方が10ヘクタールの小規模保有地群に分割されていた時代には、その作物が刈取られた後の土地は、村落の家畜の小集団の共同草喰みに委ねられていたことは、疑問の余地がない。……広くこの地方の《古老》に問いかけて蒐集された諸証言は、15世紀のガティネ地方の村々が刈跡地共同放牧を行っていたことを顕かにしている。

メテリの出現はこうした共同体的慣習を整理した。すべての土地片は囲い込まれ、家畜の侵入に対して厳しく防護されたので、刈跡地共同

放牧は不可能ならしめられた。のみならずそれは無益になってしまった。それと言うのも、それを正当付けていた諸理由が消滅してしまったからである。」^(註1)

メテリの構築とは、いわばフランス型「囲い込み」であったことが明白である。そしてこの「囲い込み」は、イギリスにおける「囲い込み」もまたそうであったのだが、とりわけ領主階層によって領主権を武器として行われた。しかも、同時にそれは、これまたイギリスにおける「囲い込み」と同様に、それ自体としてはフランス農業の近代化に必らずしも矛盾しないであろう。事業の遂行者が封建的な権力者であればその事業もまた必らず反動的な性格を帯びるとは限らない。このことはイギリス農業の歴史が十分に教えてくれている。それどころか、遂行者が封建的権力者である場合にこそ「囲い込み」は十分に効果的に遂行され、近代的農業はそれを条件としてのみ始めて十分に展開するということを、イギリスの農業の歴史は教えていた筈である。イギリス型でもドイツ型でもないフランス型の農業発展を規定するものは、したがって、事業の担当者が貴族や商人であったということではなく、他にもっと根源的なものが求められるべきであろう。

この点に関しては高橋氏も次のように述べられている。

「蓋し、資本家的発展は土地領主との直接的結びつきに於いてなされることも可能であり、18世紀後半に於ける《囲い込み》clôtureおよび共同地の《三分割》triage des communauxに関する諸勅令は、穀物、農産物価格の騰貴を直接の動機とする封建的大土地所有者とこれと緊密に絡み合う《gros fermiers》及び《fermiers généraux》との運動であり、農民の土

地収奪・零細耕地の集中過程は可成り鋭い形をとって現われていたのである。もしも《農民革命》が《貴族革命》révolution aristocratiqueを圧倒し去らなかつたならば、1789年の《monarchiens》は封建的土地貴族と前期資本家層[haute bourgeoisie]との癒着結合による《有機体的》社会構成の支配を決定的たらしめ、事態は明らかに異なっていたであろう。変革は明らかに二つの《型》に於いて可能であったのである。^{〔註2〕}

まことに然りである。しかし、問題はなぜ農民革命が貴族革命を圧倒したかであり、高橋氏がこれをメテリの構築者が商人であったことに求められていることは、われわれの既知のところである。これに反してわれわれは、これまでの分析を通じて次の事柄を確認しうる筈である。すなわち、――

フランス型農業発展の道を代表すると理解されている高橋氏の見解に反して、メテリの構築現象は、決してフランス全国に一般化しえない。フランス農村は、ここポワトゥ州にみられるような封建的買戻し権を、一般的には既に中世の期間中に無力化していた。フランスの他の地方では、メテリの構築を可能ならしめないほどに農民の土地保有権が確立され終っていた。そして、その同じ事情が、当のポワトゥ州においてもまた、メテリのグーツヘルシャフト的な、あるいはまたイギリス型「囲い込み」的な構築を妨げたのであろう。

われわれは知っている、14世紀末のイギリスでは、贍本保有農はコモンロー上の訴権を否定され、領主の意思次第でいつでも立退かされる単なる任意保有者(tenant at will)でしかなかったことを。そしてこのことが、イギリスにおける広汎な「囲い込み」の可能性をうみ、イ

ギリス農業の近代化を促進したのである。

さらにまた興味のあるのは、カレイエフがその著『18世紀最後の4分の1期のフランスにおける農民および農民問題』(KARÉIEF, Les paysans et le question paysanne en France dans le dernier quart du XVIII^e siècle, 1899)において指摘している次のような事実である。すなわち彼は、共有地の分割問題について述べた個所で、フランスにおける共有地の分割はイギリスにおけるそれとは違って農民の激しい反対にあい領主階級の意のままには進行しなかつたと指摘したあと、次のように述べている。

「時として、それとは反対の傾向も表明された。土地を持たない農民は共有地の分割を要求した。それというも、彼らは家畜を持たなかつたので放牧させるべきものがなかつたし、共有地分割によって独立の農業経営を創りだしたいと願っていたからである。……彼らは自分の家というものを全く所有しておらず、相互にすぐ間近かに建てられているために野菜畑とか畜舎とか、いや鶏小屋さえも設けることは問題にもなりえないような、借り受けたあばら屋の中で暮していた。したがって彼らは、彼らにとって何の役にも立たない共有地を分割することを要求したのである。^{〔註3〕}

土地を全く持たない農民は、このように、一般の小農民とは違って農業の近代化にむしろ賛成であった。そうだとすれば、近代化の歧路にあたってこのような農業プロレタリアを既にどの程度に造出し終っていたかどうか、その国のその後の運命を決定づけるうえに大きな意味を持つであろう。

要するに、農業発展のフランス型とイギリス型、あるいはドイツ型を決定する要因は、すで

に中世において準備され終っていたのである。それは決して、高橋理論が教えるように15、6世紀の「危機」、いわゆる価格革命期をまって形成されたわけではない。このことは、他の論文^(註4)において既に検討済みであるのでこれ以上再論しないが、ポワトゥ州におけるメテリ構築過程の検討は、その結論の正しさをいよいよ証明するように思われる。

(注1) LOUIS MERLE, *La métairie*……, p. 136.

(注2) 高橋幸八郎『近代社会成立史論』9頁。

(注3) KARÉIEF, *Les paysans*……, p. 151.

(注4) 拙稿「近世の農村構造を規定するもの——イギリスの場合とフランスの場合」、『唯物史観』, 5 vol, 1967. 所収。

第二章 その解体と原因

(1)

前章においては16—17世紀のポワトゥ州におけるメテリの構築が検討されたが、本章ではその19世紀における解体が検討される。ここでの主たる典拠は、ピエール・マッセの論文「19世紀のシャテルロー地方におけるメテリの解体」(PIERRE MASSÉ, *Le démembrement de la métairie dans la région de Châtellerault au XIX^e siècle. Actes du Congrès des Sociétés savantes, 1963. Ministère de l'Education Nationale. Comité des Travaux Historiques et Scientifiques*) である。

(2)

大革命期にいたるまでのメテリは、それを構成する諸要素、すなわち、住居用および農業経営用の建物、畑、牧草地、未墾地、等々の間に一定の調和と規律を保っており、このことは17、8世紀を通じて殆んど変化しなかった。例えば1665年12月15日に、トラヴェルゼイの

領主フランソワ・ド・ベセイは、その所有する諸メテリをボヌイル・マツールの商人ルネ・ジュヴェジエに貸付けたが、それらのメテリの1つであるラ・ロッシュ・メテリの貸付契約書には、次のように述べられている。

《若しも貸主である領主側がラ・ロッシュ・メテリに属するゴッドロン土地を引き上げるならば、均衡を取戻すために、このメテリの荒蕪地に更に10ボワスレを追加しなければならない。》

ルネ・ジュタンに対する1687年のランヌ・ヴェル・メテリの貸付契約書にも、同じような条項がある。分益小作農民側は、《40ボワスレ土地の完全さを取戻すために、代りにボワリ街道沿いの地片を受取るであろう。》

モンベル伯爵がレ・ツーシュ・メテリをルイ・アンドロォに貸付けた1750年6月17日の貸付契約書もまた同じ。領主側で当該メテリを構成する土地の僅かな変更を行ったが、《ラ・テール・ア・ブーレと呼ばれた小土地片が当該農場に新たに追加されるであろう、但し、この小土地片は今後とも当該農場の一部とはならず、この追加は唯単に事物の調整とアンドロォ殿への好意を表明するために行われる。》

逆に、メテリ土地が新たに増やされた場合には、小作人側にその分だけ余分の労働が課せられるわけだから、それに見合うだけの賦課の軽減や恩典の付与が行われる。例えば、ポワティエのブルジョワであるアントワーヌ・コワイロォ殿がボウモン教区所在のラ・グランド・メーレ・メテリをヴァンサン・ルロワに貸付けた1789年1月28日の貸付契約書は言う。

《従来はそうすることが慣わしになっていたように、やはらずえんどうを4ボワスレだけ蒔き付ける代りに、借主側は今後、土地面積が増えて

いるという理由で、毎年6ボワスレ蒔き付けることが出来る。》

このように、メテリは、「その不動性こそがその生命力の基本的な条件であった。体系が解消できない1全体を構築している。」^(註1)したがって、売却の場合には、当然に一括的に行われた。

メテリのもつこのような不動性——あるいは停滞性とも言えようか——は、何が原因だったのか。われわれはその説明を、前章で検討したルイ・メルルの著書の中に見出すことが出来る。もっとも、この点の解明はそれこそが本章の主題であるメテリ解体の重要な理由を説明するものでもあるわけだから、充分な形では後節において行う予定であり、とりあえずここでは、その一端を述べておくに止める。

前章で明らかにしたように、メテリは、主として領主層を担い手とし領主権を欠くべからざる武器として、「論理的かつ熟考された計画」(メルル)にもとづいて構築された。領主たちは、封建的買戻し権の威圧の下に、それ以前には農民たちが分散的に保有し経営していた諸土地片をその手中に取戻し、それを大規模かつ集塊的な1つの農場に構築し直した。しかし、農業技術的には、彼らは何んも新しいものを作り出してない。メテリは殆んど到る処で「麦うみ機械」(machine à blé)のままであったし、メテリ経営の不可欠の条件として、一般の保有地農民経営では殆んど所有されていない犁の所有こそ見られたにしても、したがってまた役畜の所有が見られたにしても、さらにまた、前章で見たように、とりわけ大メテリの場合には羊の飼育、すなわち商業的家畜飼育へのより大きな傾斜が認められるにしても、それ以外の諸側面では、従来の農民経営に比較して格段に進歩的

であったわけではない。

したがって、「論理的かつ熟考された計画」にもとづくとは言っても、その実情は、おそらくは、「価格革命」という嘗って経験したことのない異常な物価騰貴=貨幣価値の下落の時代に対応すべく、領主層によって採択された消極的な自衛策であったと理解すべきであろう。それはとりわけ、中・後進地域に限ってみられ、高橋幸八郎氏が嘗って主張されたように商人を主な担い手に「利潤獲得」を目的に、積極的に創り出された経営形態では決してなかった。商人による利潤目的の積極的な構築物であったのなら、メテリの構成や性格には、おそらくはもっと進歩的なものが認められたであろう。そうではなく、自衛策、すなわち、ともすれば後退しようとする自己の社会的地位をとまかくも現状の程度に護りぬこうとする対応策でしかなかった処にこそ、メテリのもつこうした不動性は根差していたと理解すべきであろう。

ルイ・メルルは述べている。

「以上において、メテリへの再結集を始動させた理由と、土地領主をしてその所有地からより多くのものを引き出すべく導いた動機とが明らかになった。彼らが課題として自らに課していた目的は達成されたか？ 答えるのに可成りに困難な問題である。それというのも、古い秩序をそのまま維持していた場合に彼らの境遇が果してどうなったかは、殆んど言明できない事柄だからである。

けれども、彼らの計算は間違っていなかったように思われる。事実、彼らの旧保有地農民たちの代りに1人の分益小作農民を代置するに当って、土地領主は、これらの旧保有地農民たちが服せしめられていた賦課を何ら喪なわなかったと見做されるべきである。

この分益小作農民は、ただ単にそれ以前にはそれらの旧保有地農民たちが住んでいた家屋についてだけでなく、彼ら旧保有地農民が領主に対して以前に負っていた年貢、地代、および義務の支払いにおいてもまた、それら旧保有地農民たちにとって代った。分益小作農民たちの上に重くのしかかっている数々の義務は、彼ら以前に旧保有地農民たちが支払っていたものが形を変えたものである。それゆえに、分益小作農制度は土地所有者側に有利なものであったと見做しうる。」^(註2)

(註1) Actes du Congrès des Sociétés savantes, 1963, p. 865.

(註2) LOUIS MERLE, La métairie……, p. 88.

(3)

ところが、1805年頃から、この地方の公証人文書中に今迄全く知られていなかった用語が突然に姿を現わし、19世紀の半ば頃まで約40年間続いたあと、また突然に消えていく。「第1帝政がそれをもたらし、第2帝政がそれを持去った」(マッセ)。すなわち、《メテリの解体》(démembrement de la métairie) という用語である。

メテリのこうした突然の解体をもたらした理由に関して、マッセは次のような検討を行っている。

まず考えられるのは、小麦価格の動揺という「これまで経験したことのない不幸」がその理由ではないか、ということである。然しこの危機は、メテリに一時的な動揺は与えたが、その解体をもたらすまでにはいかなかった。

人々はまた、解体運動に口火をつけたのは大革命期の国有財産の売却ではなかったか、と考えがちである。1793年6月3日の法令と共和暦第2年雪月4日の法令がメテリの解体を規定し

ているからである。そして確かに、幾つかの細分割の事例がこの時期に立証されている。売却をより有利にするために、メテリを構築する諸土地片の切り売りが行われたのである。例えば、ボヌイール・マツールのラ・ギィヨニエール・メテリは3部分に分割され、さらにそのうちの2つの部分は明らかに将来の再分割が予定されていた。然し、この法令のこの種の適用事例は稀であったし、適用された場合も成功したようにはみえない。したがって、それは《メテリの解体》というここで取上げられている広汎な社会的現象とは、外見的な類似性こそあるにしても、基本的には別個の現象であると見做されねばならない。

真の意味で《メテリの解体》現象が最初に認められるのは、マッセによれば、共和暦第11年(1802年)の「ポワティエおよびヴィエンヌ県新聞」(Journal de Poitiers et du département de la Vienne) 紙上においてであった。同紙には、次のような、これまでの考えでは思いもよらないような広告文が掲載されている。

《分益小作農民の居住のための建物、中庭、園地、納屋、家畜舎、小屋、かまど、壁および生垣で囲まれた庭の入口に位置し周辺に葡萄棚およびあらゆる種類の果樹をもつ囲い込み地、耕地、小牧場、森、葡萄畑、荒地、むらさきうまごやし畑、から構成されたラ・ビルリという名のメテリ、アルシニの首邑所在、を一括または地片毎に別々に、売却したし。》(共和暦第11年葡萄月20日付の第30号)

《耕地およびクラン川沿いの小牧場、いずれも優良地によって構成されたサン・エロワ・メテリ、ポワティエ市フォブール・モンベルナージュ付近、を分割して売却したし。》(共和暦第

12年雪月12日付の第94号)

× × × × ×

共和暦第12年(1803年)風月9日に、旧クレモール荘園の所有者であったグルジクール侯爵夫人が死亡した。夫人は亡命しなかったので、14個のメテリからなるその所領を、夫人の父ド・ベッセイ伯爵から1724年に譲られた時と全く同じ状態で保存していた。これらのメテリはこの夫人の死亡を契機に解体されることになる。相続人の1人であったギルミンヌ・サヴァリ夫人が彼女の相続分として共和暦第13年(1804年)に受取ったラ・フォリ・メテリの運命を例に、以下、メテリ解体の具体的な様相を辿ろう。

ラ・フォリ・メテリは、建物にすぐ隣接して、若干のむらさきうまごやし畑を伴った80アールの自然牧草地1つ、60アールの耕地1つ、および1つは7.04ヘクタール他の1つは3.8676ヘクタールの2つの耕作されていない土地、をもっていた。そして、あるいは《家屋を取り巻いた》とか、あるいは《上記メテリの門前の》とか、言うように定義されているこの中核部分のほかに、17筆の土地片、すなわち、耕地、牧草地、輪伐樹林、および荒地が付属しており、これらの土地片群は、あるものは相互に並びあって、あるものは相互に500メートルから1,000メートルも離れて、境域内の所々に散在していた。

分益小作農民としてこれまでこのメテリの経営に当たってきたフルジャン・メルシエ(Fulgent Mercier)が、まず1811年2月25日に、彼自身がそれ以前から住んでいる建物とその付属物(面積0.2246ヘクタール)と、それに隣接する7筆の土地、すなわち、耕地4筆(1.3921ヘ

クタール)、牧草地2筆(1.0333ヘクタール)、輪伐樹林1筆(32アール)、合計2.97ヘクタールを、2,000フランの代価を支払って買取った。つまり、メテリは規模を大幅に縮小した形で元分益小作農民の所有する新しい農場に成り変わったわけである。

他の土地片の購入者はあらゆる階層の人々からなる。まず、《彼女の勤め振りを考慮して》侯爵夫人から小邸宅を遺贈されたシャルレ嬢が、このラ・フォリ・メテリの散在した土地片のうちから2筆の土地、すなわち1つは31アール他の1つは1.2540ヘクタールを、合計1,370フランで購入している。次いで、亡命先から帰国した貴族のジョセフ・ド・ラ・ツージュが335フランで81.6アールの耕地を購入した。この荘園の元家令で1790年から1795年にかけてボヌイール・マツールの市長を務めた「ブルジョワ」のピエール・ギナールが次の買い手である。彼は、《一部分は荒地で、かつ道路によって分断されている粗悪な輪伐樹林1つ》(1.5ヘクタール)に心を動かされ、530フランで購入した。「耕作者」^(註1)のアントワヌ・デュボワが260フランで26アールの耕地を購入。「犁持ち農夫」^(註2)のルイ・モーリセが240フランで20アールの耕地。

さらに、運送屋のルイ・ムーニエが200フランで42.9アールの耕地。シャテルローの糖菓屋ルネ・ガレが240フランで24.75アールの牧草地付きの良い場所を手に入れた。

共同購入の例も多い。教会の堂守ジャン・ドラヴォーと粉屋のジャン・デツージュは、面積2.574ヘクタールで数本のくるみの木の生えた、ラ・クロワ・デ・ヴィーニュと呼ばれた土地片を2,430フランで共同購入。共に「犁持ち農夫」であったモーリス・ブルモーとジャン・サ

ントンは 92.74 アールを 1,005 フランで共同購入。既出のルイ・モーリセはマルタン・シャロードオと共同で 22.44 アールを 240 フランで購入。「犁持ち農夫」ジョセフ・ジローディは小麦卸商人ルネ・オッドリュと共同で、くるみの木の生えた 50 アールを 785 フランで購入。織布工フランソワ・デュボワはパン屋のエティエンヌ・マレと共同で栗の木の生えた 71.28 アールを 100 フランで購入。代価 2,600 フランの 2.4750 ヘクタールの 1 筆は、2 人の「犁持ち農夫」シャルル・ベリネとアントワヌ・デュボワ、2 人の織布エルネ・デュシェーヌとフランソワ・デュボワ、1 人の馬車屋ジャック・スオヴィオンが作った 1 グループに買取られた。

以上はルネ・ガレの購入した牧草地だけを例外にすべて耕地だが、次には林地。

7.04 ヘクタールの大荒蕪地と 3.8676 ヘクタールのそれは、14 人の共同購入者に 2,860 フランで一括して売却された。この 14 人には村のあらゆる階層の人々が含まれている。ブルジョワ 1, 「土地所有者」のルイ・ドメーレ。ブルジョワ 女 1, ピエール・ギナール 夫人。職人 3, 指物師のアレクシス・テクシエ, 割板挽きのジャン・リカツール, 油作りのオウギュスタン・テクシエ。運送屋 3, アントワヌとベルナルの兄弟, およびルイ・ムーニエ。商人 1, ジャン・ディア。年雇 1, ルイ・モロー。「犁持ち農夫」3, ジャン・ガロタン, ルイ・ピション, およびこのメテリの元分益小作農民であった既出のフルジャン・メルシエ。粉屋 1, ルイ・デツージュ。

この一括購入地は、その共同購入者間に次のような方法で割当てられた。まず、7.04 ヘクタールの大荒蕪地を 4.1370 ヘクタールの第 1 区画, 1.4120 ヘクタールの第 2 区画, 1.3860 ヘ

クタールのヒース地の第 3 区画に分割。次に、3.8676 ヘクタールの方を 1 つは 2.0615 ヘクタール, 他の 1 つは 1.8061 ヘクタールの 2 つの区画に分割。合計 5 区画。ついで、この 5 区画のそれぞれを 14 地片に再分割したあと、すべての購入者はこの 5 区画内に分散した 5 つの地片の組合せからなる 1 つの割当分をクジによってそれぞれに引受ける。土質の違いと面積の大小とを組合せて購入者間の不平等を少なくする為めである。その結果、例えば、購入者の 1 人であったフルジャン・メルシエは、第 1 区画の第 7 番地片, 第 2 区画の第 11 番地片, 第 3 区画の第 6 番地片, 第 4 区画の第 14 番地片, 第 5 区画の第 13 番地片を引受けた。

ラ・フォリ・メテリの元分益小作農民であったフルジャン・メルシエは、かくして、メテリの中核であった住家及びその付属建築物, その周辺の耕地 4 筆, 牧草地 2 筆, 輪伐樹林 1 筆のほか、上記のクジによる引受分 5 地片を合せて、新しい農場主に成り上がったことになる。

それにしても、彼フルジャン・メルシエは、いったい、単なる分益小作農民の身でありながらこの購入に必要な資金を何処から手に入れたのか？ 一部分は彼の妻マリ・リカトウの持参したもの。これは隣接の諸コミューンに分散したいくつもの零細な所有地からなっていたが、彼はこれを 1806 年から 1812 年にかけての期間に少しずつ換金しておいた。

「人々はそこに、明確に描かれた 1 つの計画、すなわち、ラ・フォリの建物とその直接付属物の購入という計画の追求を読み取ることが出来る。1811 年 2 月 25 日の購入行為は、疑いもなく、この分益小作農民の支払能力を知っている公証人の保護の下に、他の村人たちの暗々裡の同意をえて、この分益小作農民を他の何人にも

優先させるべく、この農場の持主とその分益小作農民との間で予め了解されていた協定によって調整されたものに外ならない。メルシエは市の立つ時にコミューンによって徴収される場所割り税 (droito de placage) の徴税請負人として、何らかの補足的財源を手に入れたことを付言しておこう。^(註3)

(注1)(注2)「耕作者」cultivateur という呼称は、当時は、事実上「ブルジョワ」bourgeoisにはかならない「土地所有者」propriétaireよりも1段劣った、が然し「犁持ち農夫」laboureur と呼ばれていた分益小作農民や、ましてや「日雇農」journalierよりも大幅に優れた生活水準を享受する土地財産の所有者に対して適用されていた。マッセ論文、Actes du Congrès……, p. 887.

(注3) マッセ論文、Actes du Congrès……, p. 869.

(4)

メテリ解体の同じような過程をいくつかの他の場合についても見ておこう。

まず、ラ・アル・メテリの場合であるが、このメテリは上記のラ・フォリ・メテリとは違って、市街内の広場に面して位置していたことが特異性として指摘できる。その41筆の地片はすべて沖積土平原内にある。ここでは、主たる購入者として解体の恩恵に浴したのは、ラ・フォリ・メテリのように元分益小作農民ではなかったし、また買い手たちの殺到もおこらなかった。

1806年1月6日に、〈市内に住む地主兼耕作者〉(propriétaire cultivateur au bourg)であるシャルル・ペリネが、このラ・アル・メテリの建物部分を、その15アールの囲繞地、および1つは3ヘクタール他の1つは面積不明の2耕地片と共に、総計2,000フランで購入した。このメテリはその一部がボワティエ街道に通じ

ており、町の市場 (des Halles) に隣接しており、その故にこそ la Halle という名を付けられていた。しかもペリネは、その隣地に住んでおり、したがって、彼にとっては全く申し分のない投資対象であった。14筆の地片の購入者名は全部はわからない。ただ、町の助役ルイ・デメーレ、市街内に住む「土地所有者」ギオノー、商人のジャン・ディア、旅館主フランソワ・カテラン、指物師アレクシス・ベルトランの名前が確認できる。

ヴェルテヤック侯爵が1812年に行ったラ・グランド・メゾン・メテリの場合にも、旧メテリの中核部分の購入者は、シャテルローの「ブルジョワ」ツルイユであった。その高い値段9,000フランは農民や職人には及びもつかぬものであった。

同じヴェルテヤック侯爵が行ったものでも、それよりずっと規模の小さいボンデリ・ボルドリの場合には、建物、中庭、園地、および囲繞地によって形成される中核部分(総計98.93アール)とラ・バロォディエールと呼ばれた地片49.93アール、合計1.4886ヘクタールを1,500フランで購入したのは、前記のフルジャン・メルシエの場合と同様に、元分益小作農民フランソワ・ブリヤックであった。この約1.5ヘクタールという面積は、「1人の耕作者が自分自身で自らの計算において経営することの可能な必要最小限」^(註1)であった。

なお、解体は建物自体の分割購入にまで及ぶことがあった。例えば、ナントレ村のあるメテリの場合、建物は階上が物置になった1つの低い部屋、これもまた階上が物置になったもう1つの低い部屋からなり、相互の部屋の間は納屋によって分離されていた。したがって2世帯が居住可能であったので、分割して売却された。

デ・ロッシュ部落のラ・パス・ロッシュ・メテリでも同じような分割が行われた。共和暦第7年実月1日以来このメテリの分益小作農民であったアントワヌ・アルノールが、共和暦第13年雪月21日に、彼の居住している部屋、物置、家畜舎2、納屋および中庭の半分、かまど、を食料を自給できるだけの面積の耕地と一緒に買取った。しかもこの購入は、他の解体されたメテリを追われた分益小作農民フルジャン・デュヴェルジェとの共同購入である。建物の他の部分は、これまた2人の元分益小作農民、ディアとドマーレとの共同購入である。この部分は、もう1つの部屋、小さな小屋2つ、羊小屋用の張り出し、四方抜き的小屋、納屋の半分からなっていた。

(注1) マッセ論文, Actes du Congrès …… , p. 878.

(5)

注目すべきことには、ポワトゥ州でメテリの解体がこのように進行していた略々同じ頃、パリの議会でも、1820年から1826年にかけて、土地所有の細分化をめぐる激しい論争が行われていた。例えば、旧制度への復帰を主張した政治家として有名なヴィレール伯爵は、次のような数字を掲げて細分化を非難している。《20フラン以下の地租被課税者 (côte foncière) 数は9分の1増加した。1,000フラン以上の地租被課税者数は3分の1だけ減少した。》

また、こうした議会内部での論争と時を同じくして、識者の間でも、出版物の公刊という形をとって激しい論争が展開された。以下、マッセの論文に依拠してその主要なものを示しておこう。

まず、ド・ガスパラン (DE GASPARI) は Des petites propriétés considérés dans

leurs rapports avec le sort des ouvriers, la propriété de l'agriculture et la destinée des états, paris, 1820 を公けにして、土地所有権の新しい配分に賛意を表明した。また、モレル・ヴァンデ子爵 (vicomte de MOREL-VINDE) は、細分化に反対する上記のヴィレールの意見に対して、Considération sur le morcellement de la propriété territoriale en France, Paris, 1826 を公けにし、その利点を説いた。パッシィ (H. PASSY) は De la division des héritages et de l'influence qu'elle exerce sur la distribution des richesses (Rev. de législation et de jurisprudence, 1841) を発表し、世襲農場の解体は売り手である地主側にも買い手である農民側にも利益をもたらすと主張した。さらに、公式統計を用いて同様の主張を論証したムーニエ (L. MOUNIER) の De l'agriculture en France d'après les documents officiels, Paris, 1846 が続く。

むしろ、逆の見解も当然に次々に表明された。しかも、より激情的な論調において。まず、グルニエ (H. GRENIER) の Aperçu sur la division et le morcellement des héritages et sur le choix des moyens pour y remédier, Montpellier, 1826が、土地所有の細分化は大革命の忌むべき結果であると非難した。ディヴェルノワ (F. d'IVERNOIS) の Matériaux pour aider à la recherche des effets passés, présents et futures du morcellement de la propriété foncière en France, Genève, 1826 もまた、前者に劣らない痛論を展開する。このほか、デュツーク (H. DUTOUQUET) の De la condition des classes pauvres à la campagne. Des moyens

les plus efficaces de l'améliorer, Paris, 1846 や、デュピュイノッド (G. DUPUYNODE) の Etudes d'économie politique sur la propriété territoriale, Paris, 1843 などが、同じ反対の立場からの論を展開した。

× × × ×

なお、ポワトゥ州以外の地方におけるメテリの解体現象について簡単にふれておけば、サルト県のカンプレについて、1847年に、サルモン (SALMON) がその論文 Etat de l'agriculture dans le canton de Sablé (Bull. de la Soc. d'agricult., sciences et arts de la Sarthe, Le Mans, 1846—1847) の中で、興味深い具体的な指摘を行っている。

「このようにして解体されたメテリ数は100を下らない。ヴィオン・コミューン内だけで20にもものぼる。これらのメテリは、以前はサブレの市場に年々6,000キロリットルの麦、100対の牡牛、および同じ位の頭数の若牛を送り出していた。これらの産物は今ではもはや流通過程に入りこまない。これらのメテリを経営していた裕福な耕作者たちの後を、自分の家族の食料としてしか麦を収穫せず牛を育てない貧乏なボルダジエたちが引継いだ。」

また、オーベルニュ地方のヴァンサ・コミューン (ピュイ・ド・ドーム県) について、村の医者ジュスラン (Dr JUSSEURAND) は、彼の住んでいるリマーニュ村について次のように述べている。

「土地の大部分は以前にはそれぞれ2ないし5対の牡牛を必要とする20ないし50ヘクタールの規模のメテリに分割されていた。今日では所領 (domaines) は、一もっとも所領とは言ってもこの様な規模を今なお保持し続けている

のは僅かになっているが、5ないし10ヘクタール、精々15ヘクタールの農場 (fermes) に細分されている。多くの所領では、細分化はもっと甚しいところまで進んでおり、土地は1ないし2ヘクタール毎に、零細な耕作者たちの間に分割されている。」 (Dr JUSSEURAND, Statistique agricole de la commune de Vensat (Puy-de-Dôme). Mémoire pour servir à une description de l'agriculture de la Limagne d'Auvergne, Clermont, 1843).

このヴァンサ・コミューンの場合、ジュスラン医師の教示によれば、総面積は1,612ヘクタール、それが1831年には4,150地片に分れていたが、1842年には4,600地片に細分された。土地所有者数もまた、その間に543人から591人に増えた。しかも彼は、こうした細分化は「住民の勤勉な活動性を刺激して、彼らをして開明的なやり方の教示により柔順ならしめもする」と指摘している。さらに彼は、より多数の土地所有者と小作農業者との間へのこうした土地分割を主たる理由として、休閑の廃止と人工牧草地の導入という注目すべき改善がもたらされた、と付言することを忘れていない。

(6)

こうしたメテリ解体の結果として何がもたらされたか？ マッセは以下のように要約している。

a. 「購入者たちの名前とその所属する社会的階層を検討する時、その第1の、そして最も直接的な結果が明らかになる。農民の土地への接近がそれである。これは国有財産の売却さえ決して可能にしてはくれなかった事柄であり、執政政府 (Consulat) の始まり以降市場に投げ出された土地片のお蔭げで実現されたものである。」

b. 「分益小作農民にとっては、解体は時として社会的昇進をもたらした。フルジャン・メルシエはその住居を手に入れることが出来た。けれども、われわれは知っている、そのためには彼の妻マリ・リカトウが持ってきた全財産が予め換金されておらねばならなかったことを。場所と時とが違えば逆の現象が生じた。新しいメテリは以後はその持主の直接指図の下に年雇によって経営され、小作農民の完全な追放がもたらされる場合もあった。」

c. 「耕地面積の減少が生じた際には、必然的に家畜数の減少がもたらされた。メテリの面積が40ヘクタールから6ヘクタールに減少する時、役畜は牡牛4頭から2頭に減少する。ラ・モルマルタン、サンザック、……の如きメテリの解体の場合には零になってしまった。」

d. 「村の幹部の構成について見れば、この操作は新しい農村ブルジョワジーの鞏固化に寄与した。このような農村ブルジョワジーの規則的な上昇は、全帝政期を通じて観察される。共和暦第9年風月13日の法律によって規定されているコミュン名士会の構成メンバーの名前は、同じ名前が共和暦第13年と1812年の間の土地取得者の間に再び見出される。これらの人物の若干は、まだ片足を作業場や店舗においている。彼らは、職人とも、《その所有地で生きている》村の顔役(Coq de village 《vivant dans son bien》)とも、何れとも判定のつきかねるこうした混種の身分に到達した。衣服仕立屋ルイ・ドメーレ、飲食店主ジャン・クレルテ、油屋オウギュスタン・テクシエは、まだ、生れながらのブルジョワであるソワン・サヴィニエールのように《土地所有者》^{プロプリエテール}とは呼ばれていない。制限選挙の選挙資格人名簿が、もう少し後の時代になって、引き続いてこうした社会

的上昇の過程にある人々の名前をわれわれに示してくれるであろう。」

e. 農業それ自体の分野では、メテリの解体は、当時まではせいぜい野菜畑や囲繞地の内部に閉じこめられていた人工牧草地を、そうした制限の枠から解放した。

× × × ×

上記の(e)項について若干の説明をつけ加えよう。

^{プロプリエテール}「土地所有者」のルイ・ド・ラ・ツーシュは、解体された2つの隣接するメテリの土地を合せて1つの新しい農場(8ヘクタール)を作りあげた。小規模ではあるが生活力を具えた農場である。ただ、残念ながら牡牛のための牧草地を欠いている。そこで、この農場を分益小作農民ルイ・ジュタンに貸付けるに当って、その貸付契約書は次のように述べている。

《メテリに付属する牧草地が存在しないので、牧草の栽培に適した土地が人工牧草地に作り変えられるべきである。小作人側は彼自身の費用において当該土地を耕やし、小石を除き、播種すべきであり、地主側は必要な種子を提供すべきである。》

この契約書の日付は1813年11月6日でありこの時点がこのメテリにとっての1つの転換点であったことは明白である。以後、この人工牧草地の面積は自然牧草地に代って増えていく。但し、牧草の種子は当時はまだかなり高価であり、裕福な人々以外はなかなか利用できなかった。

人工牧草地は、このように、改造された諸メテリにおいて必要不可欠な存在となったが、その増加は休閒地の廃止と対をなして進行した。このことは、われわれが既にオーベルニュ地方

に関するジュスラン医師の証言によって知るところであるが、ポワトゥ地方についての具体的な事例を示しておこう。

われわれが先に建物分割の事例として取上げたラ・バス・ロッシュ・メテリは、共和暦第13年雪月21日に、2組の共同購入者、すなわち、1組はデュヴェルジェとアルノール、他の1組はディアとドメーレによって分割購入された。ところが、デュヴェルジェが1807年に死亡したあと、彼の息子ルイは、翌1808年にアルノールとの共同所有を解消する。彼ルイ・デュヴェルジェは、父親から相続した共同持分を整理したあと、同じコミューン内の他の部落に移って分益小作農民となった。他方、もう1つのディア＝ドメーレ組もまた、最初は年雇を使ってその所有地を共同で経営していたが、1828年にドメーレが死亡した後、その持分の相続者である息子のルイ・ドメーレが共同所有者ディアの持分を買い取り、共同所有を解消する。ルイ・ドメーレはさらに、この今や彼だけで単独所有することになった農場に、旧デュヴェルジェ＝アルノール組の所有地の1部をも買い加え、そのようにして出来上がった新農場を、上記のように一たんは他部落に転出していたルイ・デュヴェルジェを呼び返して経営させる。

この新農場は、記載がないので正確な面積がわからないが、1組の役牛と1台の荷車とが備えられているところから、大体平均的な規模、つまり10ないし20ヘクタール程度であったようである。そして、この農場が休閒地を廃止していることは、貸付契約書の次の条項から明らかである。

《小作人側は輪作方式についての古い慣行に従うことを何ら強制されることなく、新しい土地経営様式に従って土地に播種すべきである。》

次期の1842年12月17日付の契約書になると、事態はさらに明白である。

《小作人側は彼が適当と判断するだけの面積を人工牧草地に作り変える権利をもつ、したがって彼は、畝立の仕方や輪作の方式についての如何なる秩序にも隷従せしめられることはない。》

(7)

だが、いったい、メテリは何故にこのような解体の運命を辿らされたのか。本章の最も重要な論点はこの点の解明におかれる。以下、まずマッセの見解を紹介し、あわせてメルルの見解を参照し、わたし自身の理解をまとめることにしよう。

ピエール・マッセはメテリ解体の原因を考察するに当たって、まず最初には、その所有者の不在地主化が原因ではないか、と自問する。たとえば、共和暦第12年にラ・フォリ・メテリの所有者になったギルミンヌ・サヴァリ夫人が前記のようにこのメテリを解体したのは、夫人がこのメテリの近くに住んでいないための管理の困難性によるのではないか、と言うのである。けれども、このような説明は、彼女がこのメテリを譲った旧所有者のダルジクール夫人自身が長らくパリ生活を続けていたのだから、およそ問題にならない。そもそも管理人 (régisseur や fermier) は、このような場合のために存在するのである。

それでは、それ以外にどんな説明ができるか。「公証人の使用している用語が新しい現実を表現している。土地所有権の移転は当時までは用いられなかった様式、すなわち《蠟燭競売》(vente aux enchères et à l'extinction des feux)^(註1)方式によって行われている。解体と決ったメテリの諸地片はこんな方式でバラ

バラに売られた。しかも、それ以上の事実を指摘できる。メテリを構成していた諸地片を地片毎に貸付ける際にもまた、今や同じように入札方式によって行われる。農地に対する農民の渴望がこのように烈しかったことは嘗てなかったと言う説明の仕方を除くとすれば、それ以外にいったい、どんな説明の仕方があるというのか？ 土地所有者は名乗り出た小作志願者たちの群をじらし、競い合うすべての志願者たちの中から最も高い値段をつける者に貸付けることが出来る。」^(註2)

ちなみに、ここに言う「蠟燭競売」とは、不動産の売却に際してとられる競売形式であり、フランス民事訴訟手続法 700 および 705 条に規定されている。不動産の競売についてはこのような規定はない。関係者は、熟考のための時間としてローソク 3 本の燃えつきた後 (約 3 分後) でしか入札を始めることが出来ない。

1822 年 1 月 28 日に、ヴーヌイルの「耕作者」であるジョセフ・ボワスナルは、その所有する 35 地片からなるメテリの全部をこのやり方で貸付けた。総面積 18.27 ヘクタールのこの中規模のメテリは、1 人の分益小作農民にではなく、35 人の小作農民に貸付けられている。

「今や農村のありとあらゆる階層の者たちが参加する圃場への突進、という言い方をしても殆んど誇張ではあるまい。なぜなら、その数 8 人にもものぼる日雇農さえもがその姿を見せているのである。当時までは、彼らの金欠が彼ら日雇農たちをこうした取引から遠ざけていた。今や彼らは、9 年間にわたって誇らしげに小作料の額をひけらかし、饗宴に席を占めることが出来る。」^(註3)

かくしてマッセは、帝政初期以来立証されている土地飢饉こそがメテリ解体の真の原因であ

ると考える。この土地飢饉の具体的な現われは小作額の騰貴である。そしてマッセは、ロワール・アンフェリュール県における小作料騰貴の始期は共和暦第 9 年 (1800 年) であるとするゲパンの『ナント市史』 (A. GUÉPIN, Histoire de Nantes, 1839) から次の文章を引用している。

「この 20 年ばかりの期間に、1 文も払わず何の危険をも冒すことなしに、限りなく大きい利益が土地所有者によって受取られたことは、全く明々白々な事実である。彼らの所有地は以前は 20 ドニエで売られていた。それが 30 ないし 40 ドニエで売られている。そして、小作料は 4 分の 1、しばしば 3 分の 1 も増加した。その結果、共和暦第 10 年に地価が 20,000 フランで 1,000 フランの収入をもたらしていた土地は、今日では 1,250 フランの収入をもたらしており、その地価は平均して 36,000 ないし 40,000 フランもする。」

ラ・マンシュ県でも同様の事実が論証されている。ヘクタール当り小作料は、耕地の場合、1830 年の 48 フランが 1851 年には 67 フランに騰貴した。ピュイ・ド・ドーム県では、同種の数字は、1791 年の 55 フラン、1842 年の 125 フラン、1882 年の 160 フランであることを、前記のジュスラン医師は明らかにしている。ヨンヌ県では、1804 年に 900 フランであったある農場の小作料は、1812 年には 1,050 フラン、1821 年には 1,060 フラン、1839 年には 1,450 フランに騰貴した。

また、ムトー (H. MUTEAU, L'évolution économique au point de vue agricole d'un département français dans le cours du dernier demi-siècle, 1906) は、きわめて慎重な評価のうえで、ヘクタール当り地価の全国

平均を、1789年の500フラン、1815年の600フラン、1821年の800フラン、1851年の1,275フランと評価している。

「かくして、所領を売却のために解体すること、ないしは分割して地片毎に貸付けることは、半世紀間にわたる大規模な土地思惑となった。買い手側の病的飢餓を鎮静させるために、殊に劣等地の上り方が買い手の集中によって激しかっただけに、それだけ益々利益の幅は大きかった。」

ギユイ・テュイリエの論文^(註1)によれば、ニヴェルネ州では、それまで1,200フランの収入しかもたらさなかった農場が、1833年には分割の結果100,000フランで売られた。1833年に知事は述べている、〈1830年以降土地所有数は4分の1増加し〉、〈5フラン以下の被課税者数は15%増えた〉

(注1) GUY THUILLIER, Les transformations agricoles en Nivernais de 1815 à 1840. revue. d'hist. économique et sociale, 1956.

(8)

さて、地価および小作料の昂騰がメテリの解体の主要原因であるとしても、それでは、この地価および小作料の昂騰それ自体はさらに、そもそも何故に生じたのか。

この昂騰は穀物価格の騰貴による、という答えが当然にまず予想されるであろう。けれどもこの答えは、マッセによっても否定される。なぜなら、確かに1805—1816年の期間についてはそうした判断が可能であるが、それ以後の年次については事実がその正当性を否定するからである。麦1ヘクトリットルの値段は、ポトウで、百日天下の頃には15.12フランであったが、1822年には12.96フランとなり、以後1825

年にも1834年にも同じであった。

思うに、穀物価格の高低は、耕作農民にと同様に土地所有者側にも影響を与えるであろう。高価格下には農民は買いたがるが土地所有者側は売りたいがらず、低価格下には、農民は購入意欲を削がれるが土地所有者は売り急ぐだろう。

かくしてマッセは、その論文の末尾を次のように締めくくっている。

「背をもたせかけることによって古い農業構造の崩壊を導いたのは、既に帝政の黎明期に進行しつつあった、別の意味で強力な諸力であった。麦産み機械は、人口の圧力に抵抗できず、その間農民たちは、蝨の群のようにラ・フォリ・メテリの狭小な地片の囲りに粘りつき、解放された諸地片に殺到した。新しい型の飢饉である。もしも投機を伴わない飢饉というものは存在しないとすれば、危機の時期には麦を買い溜め、今や土地の買い溜め人と変ったブルジョワや名士たちの関与を思慮に入れねばならない。あるいはまた、メテリを構成している諸地片にむけて、あるいはそれを個々別々に経営すべく、あるいはそれを新しい経営形態下に編成替えるべくその資金を投下した金利生活者たちの関与を、当然に考慮に入れねばならない。たとえヴヌイルの日雇農は上記の人々と同じようには解体の利益にあずからなかったとしても、スノンの漁師や、ラ・ツリシュリの郵便局長や、亡命先から帰国した貴族が購入者のリストの中に名を連ねているとしても、驚くには当たらない。」^(註1)

「18世紀末にしばしば出会うように、明敏な人々は、津浪が到来しつつあることを認め、その結果を予測していた。1785年に、ヴェンデ地方の秀れた農学者ペルヴェンキエールは書いている、〈これほど多くの人々の貧窮を癒やすた

めの諸方策のうち、第1の、最も欠ぐべからざるものは経営を分割することである。》それほど多数の人々。この現実はこの世紀の前半期を通じて絶えず表明され続ける。世界におけると同様にフランスにおいても。』^(註2)

(注1) (注2) Actes du Congrès des Sociétés savantes, 1963, p. 903.

第三章 新しい視角の展開

(1)

このように分析を続けてくると、ここで当然に、われわれは『資本論』のあの有名な文章を想起するであろう。

「自営農民の自由な所有は、明らかに小経営にとつての、すなわち、土地の所有が労働者による所有に対する1条件であり、また、自由な所有者であると隷属民であるとを問わず、耕作者は常に彼の生産手段を自分自身で、独立に、その家族と共に孤立した労働者として、生産せねばならない、という一生産様式にとつての、土地所有の最も正常な形態である。土地の所有が、この経済様式の完全な発展のために必要であることは、用具の所有が手工業経営の自由な発展のために必要であると同様である。土地所有は、ここでは人格的独立の発展のための基礎をなす。それは農業そのものの発展にとつては1の必然的通過点である。』^(註1)

18世紀のフランスに果して「農業革命」が存在したかどうかに関しては、ミシェル・モリノウがその論文^(註2)において検討しているが、その判定は現在のところまだ困難である。歴史家たちは、あるいは例えばオウジェ・ラリベ^(註3)のようにそれを肯定し、あるいは例えばアンリ・セエ^(註4)のようにその肯定に消極的である。

しかし、農業関係の著作物の公刊が15世紀

には26種、16世紀には108種でしかなかったのに、17世紀には130種、18世紀には1,214種にものぼったことが明らかにされている^(註5)。また、新作物としてのトウモロコシの出現、輪作組織への飼料作物の導入、馬鈴薯やかぶ栽培の発達があり、自由放牧の禁止や共有地の分割などの法制面の諸変革も認められる。

さらに、ツータンが最近発表した論文^(註6)では、フランス農業の生産高は1700—1750年には0.3%の増加率でしかなかったが、1750—1780年には1.4%にふえたことが論証されている。麦類の生産性も、1700—1750年期の6ないし7倍が、1750—1780年期には7ないし8倍に向上したという。

かくして、それが果して「農業革命」の名に値するか否かの判定は暫く措くとしても、ある種の諸変革が18世紀後半のフランス農村を舞台に徐々に展開されていたという事実そのものについては、何人もそれを認めざるをえないであろう。われわれは、メテリ解体の時代的背景としてこの事実を見逃すことはできない。

(注1) 『資本論』岩波文庫版、第11分冊、p. 325.

(注2) MICHEL MORINEAU, Y a-t-il eu une révolution agricole en France au XVIII^e siècle? (Revue Historique, 92 année-tome 239, 1968)

(注3) M. AUGÉ-LARIBÉ, La révolution agricole, 1955.

(注4) H. SÉE, Histoire économique de la France, t. 1, 1948.

(注5) Cité par A.-V. BOURDE, Agronomie et agronomes en France au XVIII^e siècle.

(注6) J.-C. TOUTAIN, Le produit de l'agriculture française de 1700 à 1956.

(2)

解体を余儀なくされる極めて重要な原因がメ

テリそれ自体の側にもまた認められる。

われわれは既に第二章において、構築されたメテリのもつ生産手段が、従来の伝統的な保有地農民経営のそれに比較して、犁および役牛の具有という点でこそ進歩が認められるにしても、その他の諸点では殆んど異るところがなかったことをみた。メルルの著書に拠ってこの点について若干の具体的な例示を行っておこう。

1651年に、きわめて巨大というほどではないが大メテリの部類に属したと見做されるあるメテリ、クラヴェ教区所在、(年雇2人と年雇女1人を伴った4世帯の分益小作農民によって経営)の財産目録は次の如くであった。

各種道具類(大熊手, 熊手, 大鎌, 半円鋸鎌, 等々)10リーブル
耙2つ 2リーブル
犁 (versou 4つと arreau 2つ).....	3リーブル
役畜の繫駕(軛と付属品) 4リーブル
2輪荷車2台120リーブル
計	139リーブル

また、これより約1世帯後の1759年に、面積約50ヘクタールのラ・トッペリエール・メテリ(スコンディニイ・アン・ガティエヌ教区)で残された財産目録は次の如くであった。

各種の道具(熊手, 大鎌, 等)20リーブル
犁台4つ 4リーブル
犁先 (fers d'arrée) 4つと犁刀 4つ12リーブル
2輪荷車3台とその繫駕用品200リーブル
計	236リーブル

メテリの小作慣行として農具類は常に分益農民側の所有物であったが、上記2つの事例が示すように、その中で占める2輪荷車の価額の比重はきわめて大きい。明らかにそれはメテリ経営に必要とされる農具類の中心的な部分を占めている。その他の農具類の価額が低いのは、犁

先、犁刀、大鎌、半円鋸鎌、および若干の付属品を除いて、大部分が木製であって農民自身によって手作りされたものだからであるが、生産用具の脆弱性は掩うべくもない。犁はアレールに限られており、シャリュエに変るのはこの地方では19世紀の半頃になってからでしかない。

荷車は道路の悪いこともあって常に2輪車に限られ、牛によって牽引された。大きなメテリで2ないし3台、小さなメテリでは1台、稀に2台を備えていた。さまざまな型があり、大型のものは乾草や刈取った麦の持ち帰り用であり、小型のものは家畜の飼料の運搬用であった。

しかも、この2輪荷車についてさえも、すべての分益小作農民がそれを備えていたわけではない。例えば、1630年にフォンペロン教区の1分益小作農民は、45リーブルと評価された新しい2輪荷車1台をサン・メークサンの車大工から借受けていた。小作期間の満了時に改めて評価し、減価分を支払うという契約である。また、1646年に2台の2輪荷車、犁台と犁刃およびその他の付属品を地主から借受けた、アゼイ・シュール・ツーエ教区の1分益小作農民のような例もある。

要するにメテリの生産用具は、経営規模の大形化に伴う若干の進歩は認められるにしても、一般の伝統的な農民経営のそれに比較して格段の進歩が認められたわけではなく、明らかにきわめて脆弱である。メルルは、大型農具についての上記のような説明のあと、次のように述べている。「以上が分益小作農民、すなわち役畜持ちラブルールのもつ大型の作業用具である。けれども、ガティエ地方の農民は彼等の祖先が腕のラブルールであったことを、今なお記憶している。かくして、彼らもまた、彼らの譜代の

所有物, つまり, 手鋤き (bêche), シャベル (pioche), 2つ刃シャベル (pic) および鋤 (houe) を使用する。」^(註1)

耕作方法および農業技術についてもまた, 殆んど進歩がない。メルルは次のように述べている。

「農民保有地群のメテリへの溶解は, すでに中世において実施されていた耕作方法にきわめて僅かの影響をしか及ぼさなかった。むしろ, とりわけぶどう園, 若干の荒地, および若干の質の悪い森を犠牲にして, 耕作地と穀物の栽培とがより拡張されはした。また, 家畜の飼育がより大きく前進しはした。その範囲はそれでもなお, まだかなり狭い限界内に止まっていたが。けれども, 輪作方式は同じ程度にさえも変更されなかったし, ガティネ地方は旧制度末期においてさえもなお, 依然としてその住民を喰べさせるのに充分なだけの麦を収穫しなかった。」^(註2)

試みに, 単位面積当りの生産高をみておこう。メルルはこれを, 16世紀後半から18世紀末までの全期間について, 平均的な年次においてヘクタール当り12ないし13ヘクト・リットルと評価している^(註3)。前出のミシエル・モリノウの論文によれば, エーノウ (Hainaut) 州のアントンダン, ヴォワザン・デュ・プレシの1698年の記録は, 同州内のベルギー寄りの地方のそれが22ないし23ヘクト・リットルであったことを示している。このような最先進地帯の例は別にしても, モリノウがフランス統計年鑑 (Ministère d'Agriculture, Annuaire de la statistique de la France, 1837) に拠って作成した「ヘクタール当り小麦生産高, ヘクト・リットル」の一部を次に掲げるので, 併せて比較していただきたい。

県名	1815年	1826年	1830年	1832年
Nord	18.5	19.7	17.3	24.9
Bas-Rhin		17.1	17.6	23.7
Finistère	14	16	16	20
Seine-et-Marne	12.5	12.6	13.8	19.5
Puy-de-Dôme	10	14.8	8.2	18.5
Lot-et-Garonne	6.3	10.5	10.5	13.5
Var	4	10	6.4	8.2

(注1) LOUIS MERLE, La métairie……, p. 111.

(注2) 同上書, p. 203.

(注3) 同上書, p. 142.

(3)

メテリのこうした停滞性は, 当然に分益小作農民の没落をもたらす。メルルはこの点について次のように述べている。

「第1の証拠は死後財産目録 (des inventaires après décès) からひき出される。それを作成した公証人はそれに長々とした記帳を与える必要がなかった。故人の相続人たちが彼らの間で分割しようとする動産, 農具, および家畜の記載は数頁に納まっている。そのうえ, その価値はきわめて貧弱であり, 相続の対象となる生産財は家畜舎の動物に限られている。わが分益小作農民たちの貧しい境遇を示す第1の指標。

家畜小作契約書 (des baux à cheptel) の研究によってわれわれに提示される証拠はもっと雄弁である。分益小作農民は, 16世紀には, メテリの家畜を時としてかなりの程度に自ら所有していたが, 17世紀の中頃には彼らは最早その1部を分担し得る状態にはなく, この点で, 土地所有者ないし総請負人の意のままにならねばならなかった。こうした事情は次の世紀には益々悪化する。したがって, すべての動きは, 百年戦争末期から大革命にかけての期間に分益小作農民は漸次に窮乏し, もはやその経営する

メテリの最も必要とする諸要素の1つを自分自身の資力では調達できない、というところまで零落したことを示している。

農民の貧乏の他の感動的な証拠は教区集会によって提示されている。事実、その小作人が暮せないで余儀なくも立ち去った後で放棄状態におかれているメテリが沢山あることが、きわめて屢々、タイユ税の割り当てに際して指摘されている。史料は、教区の3分の1が家畜、種子、人手のないために耕作されないままに放置されていることさえあることを教える。司祭たちが常に確認している情況。』^(註1)

かくして、分益小作農民の交替の頻度は世紀の変る毎に増えていく。次に掲げるのは、16世紀から18世紀にかけての期間についてメルルの作成したメテリ経営農民の交替率の変化表である。そのままでは煩雑であるので、16、7世紀の分については平均だけを示す^(註2)

年次	小作契約書数	留った事例の%	交替した事例の%
16世紀の平均	97	55	45
17世紀の平均	165	42	58
1700—1720	44	59	51
1720—1740	47	26	74
1740—1760	91	29	71
1760—1780	72	43	75
1780—1790	15	79	21
18世紀の平均	273	40.5	59.5

メルルはさらに、これらの交替のうちには小作契約期間の満了を待たないで行われるものも含まれていたと述べている。

「これらのメテリの若干、そしてとりわけスコンディニエ教区のラ・ブローディエール・メテリの場合、例えば1734年から1756年にかけて、すなわち20年を少し上廻る期間内に、6家族の分益小作農家が次々に交替し、その大部分は彼らに認められている小作期間の満期以前に

このメテリを離れている。』^(註3)

(注1) LOUIS MERLE, *La métairie*……, p. 90.

(注2) 同上書, p. 91.

(注3) 同上書, p. 92.

(4)

フィリップ・ボシスが最近『農村研究』誌に発表した論文、「アンジュー、ポワトゥ、およびブルターニュの境界地域における農民社会」(PHILIPPE BOSSIS, *Le milieu paysan aux confins de l'Anjou, du Poitou et de la Bretagne, 1771—1789. Etudes rurales*, N° 47, 1972) は、メテリの経営にあたる分益小作農民家族の労働力構造についてわれわれに新しい知見を与えてくれる。

この論文は、彼がほぼ20年間にわたって蒐集した約1,500点もの公証人記録、とりわけ、係争中の農場への裁判官の現地調査記録(Visites et montrées)、死後財産目録(Inventaires après décès)、後見期間中の農場状態を記録した後見記録簿(Comptes du tutelle)、そして特に農民共同体(“sociétés et communautés” paysannes)の設立・評価・解散に関する記録などを整理してまとめられたものである。北はアンジュー州(モージュ地方)、西はブルターニュ州(ナント地方)、南および南西が下・ポワトゥ州と、3つの州にまたがった約20教区を対象に、1771年から1780年にかけての10年間について検討されている。研究の対象期間が19世紀に及んでいないのが残念であるが、前章でみたマッセの論文が主として地主側の文書に依拠した研究であったのに反して、上記の農民共同体関係の文書など、比較的に実際の耕作者である農民側の経営実態を明らかにする文書に依拠しているという特色をもっている。

したがって、マッセの論文とボシスのそれとは、事柄によっては見解に若干の喰い違いをみせており、それだけに、双方相俟って問題のより一段と深い理解に到達することを許す。以下、この喰い違いの重要なものに限ってボシスの研究成果を取上げ、問題に新しい視角からメスを加えることにしよう。

両者の見解が最も甚しく相違するのは、メテリの実際の耕作にあたっている農民家族の労働力構成に関してである。確かに、マッセの論文においても、例えばメテリの解体に際して複数人間による共同購入の事例がかなり頻繁に指摘されているし、とりわけ規模の大きいメテリの場合には、その耕作が複数世帯の農民たちによって担われていることが示されていた。しかし、この点でボシスは、次のように明確に、むしろそうした事態こそが定則であったのであって、決して偶々見出された例外的な事例ではなかったことを強調している。

「モージュ地方と下・ポワトゥ地方の^{ポカージュ}小森地帯では、数百ボワスレ、換言すれば約10ヘクタールの規模のメテリの経営は、多数の労働力を必要とする。若干の場合には、3世帯のラブルールが同じカマドの周りに生活した。共同体の首長である両親と2組の夫婦。この夫婦は、通常、その配偶者を伴ったこの老夫婦の子供達である。それより若くまだ独身の娘や息子は常にそのメテリ内に居住しているとは限らず、一般に青春期から隣接教区のあるラブルールのところに年雇や年雇女として住込む。」^(註1)

ボシスによれば、成人6人の労働力というのがこの地方における通常規模のメテリの必要労働力であった。2世帯のラブルールに年雇1人、それに老人1人というのがその通常の労働力構成であった。

もっとも、念のため書き添えておけば、夏の繁忙期にはこのほかに、それと同数位の雇傭労働力が使用されていたようである。この辺の事情を明確に示す史料はないが、ボシスはそれを、メテリの備えている特定種類の農具の数から次のように推定している。

「財産目録は、例えば良好な状態にある13本の半円鎌と13本の連枷を記録している。このことは、われわれは考えるのだが、もっと興味深い。このことは、夏期には刈取り作業がメテリの働き手の数を2倍にしたことを意味する。」^(註2)

(注1) ボシス論文、Etudes rurales, N° 47, p. 123.

(注2) 同上書, p. 137.

(5)

この「農民共同体」《sociétés et communautés paysannes》の実態はどのようなものであったか。

「メテリでは、2世代の成人達が、協同して、相並んで、暮らす。事実、両親は、息子や娘の結婚契約書の中で、新世帯を自分の経営に《共同させ参与させる》(d'associer et d'aparronner) ことを承諾する。嫁や婿はそれぞれに持参金や貯金を持ち寄るし、他方で息子や娘は、唯単に持参金だけでなく、世襲財産から先取りされた彼らの相続分の用益権を、共同体を媒介にして彼らの両親から受取る。

若夫婦は、《共同体を構成している、すべての家具、物品、家畜、犁、その他一般に何であれ農具類の全部》に対して、その2分の1、3分の1、ないし4分の1だけ《加入する》(entrent)。この割り当て分は以後彼らの財産である。共同財産に溶け込んでいるこの割り当て分は、彼らの最初の金銭での出資分(持参金

および貯金)を代表している。彼らは、言わば、彼らの加入権および彼らの《株》を買取ったのである。その後、関係者のすべてが自分の持分の総計額を認知しておかねばならない。そこで、評価が絶対に必要になる。新規加入者の割り前や持分は、確かに彼らの持寄った金銭額の函数であるが、同時にまた、彼らの労働能力とメテリに留まっている未婚の子供の数との函数でもある。共同経営内で働いている未成年で未婚の者は、両親のそれと溶け合った彼らの権利を、両親の責任の下に保存する。未婚で未成年の息子もまた共同体員でありうる。その持分は新夫婦のその半分である。成人(25才)で未婚の娘は4分の1しか主張できない。女は労働の分野では男の半分の値うちしかないとを明確に示す比率である。しかし普通は、彼女が未亡人で且つ共同体の首長である場合のほかは、女の持分は評価されない。

以後、共同体員は彼らの共同の動産を享受し、メテリの損失、利益、小作料、税金に対して、彼らの持分に比例して連帯して責任をもつ。経営は共同で行われ、理論的には毎月、共同体員相互の受取り分の計算が行われる。こうした協定にしたがって作成される財産目録や評価は、簡単な書式ではありえない。証書は徹底的で、細々としたものまで列挙されており、長期にわたる立入り調査の過程で矛盾したものになっている。双方がそのエキスパート、すなわち、一般に年輩者で、その聰明さの評判上全く当然にこの仕事に指名されるような隣接のラブルールを選ぶ。……」^(註1)

この共同体は、中世のフランス農村にしばしば見られた黙約共同体(communauté taisible)ではない。構成員は一般に親子や兄弟であるが、稀には血縁関係の全く認められないものも

ある。それは明文の証書を持ち、上記のように公証人がそれを作成する。

農民共同体に関しては、われわれはまた、ギユイ・テュイリエの論文「18世紀から20世紀にかけてのニヴェルネ州におけるラブルールの共同体」(Guy THUILLIER, Les communautés de laboureurs en Nivernais du XVIII^e au XX^e siècle. Revue d'histoire économique et sociale, 1960)をもっている。テュイリエがこの論文でいう communautés «serviles», «bordeliers» et «allodiales」とボシスの前記の共同体との間に、われわれはどのような関連を認めうるであろうか。

テュイリエの共同体は、中世末期のモルヴァン地方にきわめて普及していた制度であって、農奴や農奴に近い bordage と呼ばれた身分の人々の間にみられた、土地の共同保有のための共同体であった。《農奴やマンモルターブルは共同体で暮している限りにおいてしか遺言や相続ができない》(Loysel)という事情が、彼ら農奴身分の人々をしてこのような共同体を構成せしめていたのである。また、「《領民保有地》(seigneurie utile)を経営するための沢山の人手を持ち、そうした労働力を固定させねばならないという領主にとっての必要性が、農奴的ないしボルドリエールな共同体の理由である」^(註2)とテュイリエは指摘していた。彼はまた、「共同体は農奴にとっては自由への進歩であり、領主にとっては農奴たちを働かせるための手段である」^(註3)、とも述べていた。

ボシスの共同体は、明らかにもはや、テュイリエの示すこの農奴的共同体ではない。このことはさきの長い引用文が明白に示している。それはもはや共同体であると同時に結社(société)である。このことは、《sociétés et commu-

nautés》という表現それ自体によっても、明確に示されている。しかし、テュイリエの農奴的な黙約共同体が上記のような事情を土台にして形成されていたのと同様に、ボシスの農民的共同体もまた、領主所有の農場としてのメテリのもつ不動性、われわれがこの論文の第二章において指摘しておいたあの不動性と、何らかの関連をもっているのではないだろうか。長期にわたって分割を許さなかったメテリの不動性、この不分割の領主農場を経営するために要求される大量の労働力、この大量の労働力を常に満たしておかねばならないという領主および分益農民側の必要が、この農民的な共同体の形成を規定しているのではないだろうか。われわれは当然にこうした推測に駆りたてられる。

テュイリエはまた、次のような指摘も行っている。

「共同体の存在は労働力の大量投下を必要とするような、農業技術の一定の段階に結びつく。16世紀から18世紀にかけて次々に生起した諸変革が惹き起した均衡の破壊、そしてとりわけ、より少ない労働力しか必要としない優良牧場への志向が惹き起した均衡の破壊が、共同体の消滅を喚起した。1816年に、ある代議士は、労働力の少なさを慨いて、《共同体を再建すること、そして、個人的利益の法則によって田舎の人々、兄弟、姉妹、およびその子供たちを、同じ屋根、同じ壺、同じカマドの下で暮らすように引き戻すこと》を要求している。」^(註4)

「共同体は、18世紀の農業的諸顛倒のみが破壊することができたところの、ある種の土地経営様式に結びついていた。それは経営の細分割を妨げ、若干の場合には収益性の門口に辿りつくことを可能にした。その破壊は、《分割地農民》(laboureur parcellaire)を、物価の作用

と農業革命の前に全面的に武装解除されたままで放置した。」^(註5)

(注1) ボシス論文. Etudes rurales, N° 47, p. 123.

(注2) テュイリエ論文. Revue d'hist. économique et sociale, 1960, p. 443.

(注3) 同上書, p. 436.

(注4) 同上書, p. 445.

(注5) 同上書, p. 451.

(6)

マッセとボシスの間には、農民の階層についても若干の喰い違いが認められる。そしてこの喰い違いは、ボシスの研究はマッセのそれとは違って、麻織物工業の盛んなショーレの町に近い地域を対象にしているという事情によるものと思われる。町々や村々には多数の職工が住んでおり、農家もまたその経営内で麻糸紡ぎを行っていた。

農民階層は、ボシスによれば、ラブルール (laboueurs), ボルディエ (bordiers), および日雇農 (journaliers) に大別される。

ラブルールとは、メテリ (15ないし60ヘクタール) を経営する農民である。彼らはまた、教区簿では時に分益小作農 (métayers) と呼ばれているが、「この呼称は昔の名残りである。」税務官や公証人はラブルールという呼称しか使っていない。それというのも、メテリの貸付契約書の大部分 (90%) は、当時はすでに、この地方では、《金銭を代償に、且つそれ以外の仕方ではなく》(à prix d'argent et pas autrement) 取決められていたからである。唯、城館付属のメテリや宗教団体所有のメテリは、依然として古い分益小作制度の形式を保存していた。そこでは収穫物の折半のほか、多くの賦役労働や、地主の自家消費のための様々の品目の食料品の提供が、依然として義務づけられてい

た。

ポルディエ、すなわち村落に住んで2ないし15ヘクタール程度の土地を経営する農民に関しては、ボシスとマッセのそれに見解の喰い違いはない。

しかし、日雇農については、それに関して殆んど触れていないマッセとは違って、ボシスはかなり詳細な言及を行っている。

「日雇農は経済的にも社会的にも下級の農民カテゴリを代表する。彼らはその《日稼ぎ》で暮らす。この日稼ぎは断続的なもので、草刈り、麦刈り、ぶどうの収穫、冬期の土工作业および樵夫作業、と配分されている。日雇農はいつも仕事を探し廻っている。彼らは、ラブルールの息子や娘で他のラブルールに年極めで雇われている年雇(domestiques)とは反対に、1つの経営に結びついていることは稀である。」^(註1)

役牛の数は、マッセと同様にボシスもまた、通常規模のメテリで6ないし12頭と見做している。15ヘクタールの小メテリでは1ないし2対である。したがって、大部分のポルディエは役牛(牝牛)を持たない。

「ポルディエは、半端な経営を耕作するが故に、そしてまた強力な繋駕を持たないが故に、ラブルールではない。狭少な諸地片からなる数ヘクタールの耕地、冬期のための稜の僅少さ、不十分な資本が、ポルディエをして牝牛での耕作に満足させる。……彼らは時としてラブルールの牝牛に頼ったか？ その例は稀である。……その畑を耕やすのにこの種の援助に頼るのは、村落に住む職人兼ポルディエである。」^(註2)

(注1) ボシス論文. Etudes rurales, N° 47, p. 126.

(注2) 同上書, p. 130.

(7)

マッセとボシスの見解は、メテリ経営の収支に関して、いっけん、最も大きく喰い違っているかに思われる。前に見たようにマッセは分益小作農民の没落を説いたが、ボシスは以下のようにラブルールの経営の黒字と彼らの社会的昇進を説いているからである。

「ラブルールは、それゆえに、余剰金をもっている。……このカテゴリは、その大部分がきわめて安定している。尊敬の念をこめて《尊敬すべき人々》(honorable hommes)と呼ばれ、時としてはそれに劣らず意味深い《商人百姓》(laboureur marchand) という呼び方をされることもある人々が見出されるのも、彼らの間においてである。ただラブルールだけが、農村ブルジョワジーの第1の階梯であるこの《商人旦那》(sieurs marchands) のカテゴリに、その富の力によって近づくことが出来たと思われる。その移行は、農業経営から全く足を洗って専ら商業、主として家畜および穀物の商業に従事するようになることによって画される。こうした商人旦那の1人がその娘を嫁にやる時、その持参金は普通2,000ないし3,000リールに定っていた。」^(註1)

分益小作農民層の全面的没落を説いたかに思われるマッセとの間に、何という見解の相異であろう！ 然し、その後続く次のような文章をみれば、ボシスもまた、このような幸運がラブルールのすべてに普遍的にみられたとは考えていないことが明白である。

「然し、1771年から1780年の期間に、飛地を含めたロンジュロン教区内の45のメテリのうち、こうした《尊敬すべき人々》と見做されるのは唯の3人のラブルールのみにすぎない。社会的上昇への候補者は決して沢山居たわけで

はない。』^(註2)

彼はさらに次のようにも述べている。

「彼ら(ラブルール)は、1779年以後、一方で町の商人や貴族階級の代理人たちが時代の厳しさに容易に立ち向ったのに反して、打ち続く凶作に苦しめられた。』^(註3)

(注1) ボシス論文. Etudes rurales, N° 47, p. 144.

(注2) 同上書, p. 144.

(注3) 同上書, p. 147.

(8)

メテリの解体現象については、当然にもボシスもまた認めている。

「メテリの分割は最近のことではない。1772年から1778年までの間に、貸付契約書は、2つに、あるいは4つにさえも分割されて別々のラブルールに貸付けられたメテリが5つもあったことを教えている。この現象は物価と地代の高騰によって説明が可能である。土地所有者は、それによって得られる利益の誘惑とそれを支える需要とに押されて、そうした運動に身を委ねた。事実、1779年と1786年との流行病にも拘わらず、このロンジュロンのような教区の人口は、15年間に129人も増加した。時として主張されたこととは逆に、メテリの放棄などは存在しなかった。それどころか、洗礼と埋葬の証明書は、1787年と1789年の間に、53人のラブルールを数えることを許す。《共同体》を考慮に入れると、経営の新規かつ重要な分割、すなわち、現にメテリの経営に当たっているラブルール階層の明白な窮乏化を結論することは、殆んど可能ではない。然し、王国租税はこの地方では、——金納化された賦役の場合——約8分の1増加したし、小作料はしばしば2倍以上になった。農産物価格もまた騰貴したが、その

騰貴率は地代のそれに及ばなかった。日雇農の賃金と年雇の給金は停滞していたが、1785年の早魃と1788—89年の凶作の後では、半数をやや上廻る数のラブルールだけが、やっとかっとその生活水準を維持しえたに止まる。1772—1774年に27人であったボルディエが1789年には35人に増えた。』^(註1)

「1つの教区、すなわち、ル・ロンジュロン教区とその飛地の例を取上げよう。われわれの史料によると、この教区は1771年から1774年にかけて、45のメテリと25のボルドリを数えた。少な目に見積っても、メテリの数の3分の1(実際にはそれ以上)が平均2世帯からなる諸共同体の手中にあった。1789年には、分割の結果として、メテリの数は約50、ボルドリの数は35である。』^(註2)

メテリやボルドリのこうした細分化は如何なる原因によるのか。その原因は人口過剰である、とボシスは考える。少なくとも、彼がその研究対象として選んだ時期、すなわち18世紀末という時期については、ボシスはそのように理解している。

「社会的・職業的構造における主要な変革は、日雇農と職工、つまり数十通の結婚契約書が教えているような、2人分合せて最大限150リーブルしか自由にならないような——苦しみに満ちた門出——貧しい人々、の数の増加である。1789年には、日雇農の数は24人、職工の数は約20人であった。15年以前には、この2つの職業を合せても25人を越えたとは思えない。この新しい増加分は何処から来たのか？ 人口の過剰分、すなわち、すべての年雇たち、つまり、貧しいボルディエや職人たちの子供たちにとって、——席は全部占められているので——経営内に這入りこむことは不可能である。ま

た、ポルドリの零細化。それがこうした現象の原因である。ラブルールの息子や娘たちの場合には、彼らはまだ、時として数里も離れた《共同体》内に結婚によってかなり容易に這入りこんだ。彼らは、しばしば、年雇として住み込んでいる数年間の奉仕期間中に、そうした共同体と知り合いことが出来た。ポルディエや村の職人にとっては、そうした捌け口は例外でしかなかった。」^(註3)

事情は19世紀になっても、すなわちマッセの言う真の意味での「メテリの解体」期においても同じであろうか？ 残念ながら、ボシスの論文はこの問いに直接には回答を与えてくれない。

然しながら、メテリの経営がマッセの論文の教える以上に大きく「年雇」の労働力に依存しているということを教示しているという意味で、ボシスの論文は、この「メテリの解体」現象に、それとは別の説明、すなわち、19世紀における工業や都市の発達→その結果としての年雇労働力の吸収→したがってメテリの労働力構造の破綻、という説明を組立てることを間接的に可能にしていなかったであろうか。

(注1) ボシス論文. *Etudes rurales*, N° 47, p. 144.

(注2) 同上書, p. 146.

(注3) 同上書, p. 145.